

平成11年4月30日

厚生省発児第86号

〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号  
平成12年5月19日厚生省発児第91号  
平成12年11月22日厚生省発児第129号  
平成13年8月2日厚生省発児第314号  
平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号  
平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号  
平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号  
平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号  
平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号  
平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号  
平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号  
平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号  
平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号  
平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号  
平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号  
平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号  
平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号  
平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号  
平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号  
平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号  
平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号  
平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号  
平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号  
平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号  
平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号  
平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号  
平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号  
平成25年5月24日厚生労働省発雇児0524第1号  
平成25年7月29日厚生労働省発雇児0729第2号  
平成26年5月14日厚生労働省発雇児0514第2号  
平成26年10月9日厚生労働省発雇児1009第1号  
平成26年12月5日厚生労働省発雇児1205第1号  
平成27年2月3日厚生労働省発雇児0203第10号  
平成27年12月11日厚生労働省発雇児1211第5号  
平成28年1月20日厚生労働省発雇児0120第6号  
平成28年6月20日厚生労働省発雇児0620第2号  
平成28年9月5日厚生労働省発雇児0905第1号  
平成29年3月9日厚生労働省発雇児0309第4号  
平成29年9月5日厚生労働省発子0905第2号  
平成30年2月19日厚生労働省発子0219第2号  
平成30年12月19日厚生労働省発子1219第2号  
平成31年2月27日厚生労働省発子0227第2号  
令和元年10月18日厚生労働省発子1018第2号  
令和2年3月6日厚生労働省発子0306第4号

都道府県知事  
各 指定都市の市長 宛  
中核市の市長

厚生事務次官

## 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号）第2<sup>労働省</sup>

条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

### 第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」という。）、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育又は保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人

に関する法律（平成20年法律第93号）第2条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする

(1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のもので設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあっては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用

教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。

- (1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第一（以下「別表」という。）の級地が「一級地」とされている地域とする。
  - (2) 「16 /100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。
  - (3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
  - (4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び東久留米市、綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。
  - (5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、撰津市、松原市、川西市、広島県府中町とする。
  - (6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域（東久留米市を除く。）及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。
  - (7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。
  - (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。
- 6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学期並びに義務教育学校の後期課程を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- 7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
- 8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、

就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

- 9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
- 11 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護所において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

## 第2 国庫負担額等

### 1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

### 2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号及び第5号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所 (一時保護施設)		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2

### 3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

### 4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

## 第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

### 1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、次の2から4によらず、支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

## 2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「19 自立支援担当職員加算費」までの第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価

	一時保護所において5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価
3 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤職員）	児童養護施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価
	児童自立支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」が置かれている場合及び10:1以下の職員配置を行った場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価 ただし、10:1以下の職員配置を行った場合については、 上記保護単価×配置心理療法担当職員数
	児童心理治療施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」において9:1、8:1、7:1のいずれかの職員配置を行った場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×（配置心理療法担当職員数－別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数）
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院（10人未満の施設に限る。）又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価



7 母子生活支援施設 保育士加算分保護 単価	母子生活支援施設であって、別表2 のその施設の職員の定数表に掲げ る「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算 分保護単価(15)母子生活支援施設保育 士加算分保護単価
8 母子生活支援施 設母子支援員加 算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2 のその施設の職員の定数表に掲げ る「母子支援員」がおかれている定 員10世帯、20世帯の施設の場合及び 定員30世帯以上の施設であり計4人 おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算 分保護単価の(16)母子生活支援施設母 子支援員加算分保護単価
9 母子生活支援施 設少年指導員兼 事務員加算分保護 単価	母子生活支援施設であって、別表2 のその施設の職員の定数表に掲げ る「少年指導員兼事務員」が定員10 世帯以上の場合計2人、20世帯以上 の場合計2人若しくは3人、30世帯以 上の場合計2人、3人若しくは4人お かれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算 分保護単価の(17)母子生活支援施設少 年指導員兼事務員加算分保護単価×(配 置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケ ア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、 乳児院及び児童心理治療施設が別 に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算 分保護単価の(18)小規模グループケ ア加算分月額保護単価×小規模グルー プケア実施か所数
11 家庭支援専門相談 員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、 乳児院及び児童心理治療施設が別 に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算 分保護単価(19)家庭支援専門相談員加 算分保護単価
12 単身赴任手当加 算分保護単価	別に定める基準による職員が在職 している場合	別に定める基準により設定された保護 単価

<p>13民間施設給与等 改善費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。</p>	<p>一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模かつ地域分散化加算分保護単価、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（I）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>
<p>14除雪費</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(31)除雪費加算分保護単価</p>
<p>15降灰除去費</p>	<p>活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(32)降灰除去費加算分保護単価</p>

16社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(33)社会的養護処遇改善加算分保護単価
17小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(34)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数
18医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(35)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価×実施か所数
19自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び自立援助ホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(36)自立支援担当職員加算(Ⅰ)分保護単価又は(37)自立支援担当職員加算(Ⅱ)分保護単価×実施か所数

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技工士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を

加算するものとする。

- (3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。
- (4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。
- (5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

### 3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(27)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

### 4 措置費等の支弁基準の設定方法

2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

## 第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

## 1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3、第8号、第51条第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

## 2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>ただし、社会的養護処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×そ</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>の月初日の3歳以上児措置児数          なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(3)          新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(4)  <math display="block">\frac{\text{その施設の月額保護単価} \times \text{その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）} \times \text{支弁率}}{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数}}</math>         その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(5)          その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。          なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を施設に対応する乳児</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1)  事務費			<p>加算分保護単価等に置き換えて算定する。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であつて、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であつて、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p>



費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式  <math display="block">\text{学習指導加算分保護単価} \times \text{その月の対象児童数}</math></p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式  <math display="block">\text{指導員特別加算分月額保護単価} \times \text{アの算式により算定した定員}</math></p> <p>キ-1 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式  <math display="block">\text{心理療法担当職員加算分月額保護単価 (常勤的非常勤単価又は非常勤単価)} \times \text{アの算式により算定した定員}</math></p> <p>キ-2 児童自立支援施設において職員配置の改善を行い、定員数に応じ10:1以下の心理療法担当職員を配置した場合においては、次の算式によって算出した額。</p> <p>算式  <math display="block">\text{心理療法担当職員加算分月額保護単価} \times \text{アの算式により算定した定員} \times \text{心理療法担当職員数}</math></p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>キ-3 児童心理治療施設において職員の配置の改善を行い、定員数に応じ、9:1、8:1、7:1のいずれかの心理療法担当職員を配置した場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員×（心理療法担当職員数－別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数）</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式</p> <p>基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>算式            夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。            算式            保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額。            算式            母子生活支援施設（定員40世帯以上）            母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合においては次の額。            算式            第三者評価受審に係る実費。            ただし、年額314,000円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。            算式            建物の賃借に係る実費。            なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。</p> <p>ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式</p> <p>その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費及び社会的養護処遇改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3)一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。</p> <p>{ [前年度の一時保護延べ人日/12月/30.4] (小数点以下第1位の数値を切り上げる) ×1.205} (小数点以下第1位の数値を四捨五入)</p> <p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合には、次の額を加算する。</p> <p>一時保護所の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ 一時保護所が別に定める基準に該当する場合には次の額を加算する。</p> <p>第三者評価受審に係る実費。</p> <p>ただし、年額314,000円を限度とする。</p> <p>エ 建物の賃借に係る実費。</p> <p>なお、礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>オ 一時保護所が別に定める基準により児童相談所一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left( \begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）</p>	<p>その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費</p>	<p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）</p>
	<p>自立援助ホームの入所児童</p>	<p>その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費</p>	
	<p>母子生活支援施設の入所者</p>	<p>その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費</p>	
	<p>母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）</p>	<p>その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）</p>	

			<p>一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 59,850円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 51,870円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分 51,870円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 15,890円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童心理治療施設</td> <td>入所児分 52,320円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 15,890円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 60,110円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 52,130円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳児院</td> <td>3才未満児分 59,850円</td> </tr> <tr> <td>3才以上児分 51,870円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ファミリーホーム</td> <td>乳児分 59,850円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 51,870円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自立援助ホーム</td> <td>別に定める基準に該当する者 51,870円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者 11,310円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,860円</td> </tr> <tr> <td>保育室保育入所児童 3歳未満児 9,680円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児 6,150円</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 59,850円	乳児以外分 51,870円	児童自立支援施設	入所児分 51,870円	通所児分 15,890円	児童心理治療施設	入所児分 52,320円	通所児分 15,890円	里親	乳児分 60,110円	乳児以外分 52,130円	乳児院	3才未満児分 59,850円	3才以上児分 51,870円	ファミリーホーム	乳児分 59,850円	乳児以外分 51,870円	自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 51,870円	上記以外の者 11,310円	母子生活支援施設	入所者 3,860円	保育室保育入所児童 3歳未満児 9,680円	3歳以上児 6,150円	
施設種別	一般生活費(月額)																														
児童養護施設	乳児分 59,850円																														
	乳児以外分 51,870円																														
児童自立支援施設	入所児分 51,870円																														
	通所児分 15,890円																														
児童心理治療施設	入所児分 52,320円																														
	通所児分 15,890円																														
里親	乳児分 60,110円																														
	乳児以外分 52,130円																														
乳児院	3才未満児分 59,850円																														
	3才以上児分 51,870円																														
ファミリーホーム	乳児分 59,850円																														
	乳児以外分 51,870円																														
自立援助ホーム	別に定める基準に該当する者 51,870円																														
	上記以外の者 11,310円																														
母子生活支援施設	入所者 3,860円																														
	保育室保育入所児童 3歳未満児 9,680円																														
	3歳以上児 6,150円																														

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>算式(2)</p> <p>乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価104,750円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児延人員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日措置又はその解除の措置があった場合は児童(母子生活支援施設にあつては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>((1)一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合について</p>



費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>は、次の算式により算定した額。 算式  <math>(\text{月額保護単価} \div \text{その月の開所日数}) \times \text{その月の通所した日数}</math>  (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。  (5)一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。 算式  ①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合  法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数<math>\times</math>4,320円（児童が乳児の場合、延児童数<math>\times</math>5,840円）  ②6日目から30日目まで  法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数<math>\times</math>1,190円（児童が乳児の場合、延児童数<math>\times</math>1,210円）  ③①及び②以外  法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数<math>\times</math>1,710円（児童が乳児の場合、延児童数<math>\times</math>1,970円）  法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数<math>\times</math>3,300円  （ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く）</p>
	里親の委託児童	里親が一時的な休日の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親が別に定める基準により一時的な休日の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式  別に定める基準による延児童数（2歳未満）<math>\times</math>8,640円+別に定める基準による延児童数（2歳以上）<math>\times</math>5,600円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄		経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童		その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額850円
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童(3歳未満児)		その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額2,430円
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点数分	助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点 数 分			<p>入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費(総合防災対策強化事業に限る。)を必要とするものと認定された施設(第二種助産施設に限る。)にあっては、その認定額を加算する。</p> <p>(注) 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>
	イ 点 数 以 外 の 分	<p>(ア) 助産施設の入所妊産婦</p> <p>(イ) 分娩介助料</p> <p>(ウ) 胎盤処置料</p> <p>(エ) 新生児介補料</p>	<p>分娩介助料</p> <p>胎盤処置料</p> <p>新生児介補料</p>	<p>分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき236,200円を限度として支弁できる。</p> <p>胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。</p> <p>新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。</p> <p>分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	イ 点数 以外 の分	(エ) 保 険 料		保険料	の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、16,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児			幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。）が利用する施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支給がある場合においては、その額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特			次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(7) 教育費	別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	(4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等 (8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	<p>加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 779 1369 981"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,210円</td> <td>4,380円</td> <td>4,380円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額。</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,210円	4,380円	4,380円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,210円	4,380円	4,380円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教育費			<p>習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6)</p> <p>教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。）</p> <p>算式(7)</p> <p>入学時特別加算費年額保護単価86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8)</p> <p>資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>
(8) 学校給食費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。</p>	<p>その児童のその学校給食に必要な経費</p>	<p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。</p>
(9) 見学旅行費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の</p>	<p>その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,890円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	21,890円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学 年 別	保護単価 (年額)										
小学校第6学年	21,890円										
中学校第3学年	60,910円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円										
(10) 入進学支度金	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。</p>	<p>その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年入学児童	81,000円		
学 年 別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	64,300円										
中学校第1学年入学児童	81,000円										
(11) 特別育成費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設(第3欄の(3)、(5)及び(6)に限る。(5)は中学生含む。)、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの(既に就職しているものは除く。)又は別に定めるもの(第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る)。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等</p> <p>(2) 通学のための交通費</p> <p>(3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費</p> <p>(4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p> <p>(5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(3)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、実費を合算した額。</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公 私 別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>23,330円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>34,540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額。</p> <p>算式(3)</p>	公 私 別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	23,330円	私立高等学校	34,540円		
公 私 別	保護単価 (月額)										
国・公立高等学校	23,330円										
私立高等学校	34,540円										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(11) 特 別 育 成 費		(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費	<p>入学時特別加算費年額保護単価 86,300円を上限として、実費を合算した額。</p> <p>算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの)</p> <p>算式(5) 補習費保護単価20,000円(高等学校第3学年は25,000円)を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの)</p> <p>算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの)</p>
(12) 夏 季 等 特 別 行 事	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数</p>



費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,480円×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のもその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 冷暖房費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、自立援助ホーム、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合においては、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																																																																		
(16) 冷 暖 房 費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり) <table border="1" data-bbox="906 555 1380 1868"> <thead> <tr> <th data-bbox="906 555 978 768">級地別 施設種別</th> <th data-bbox="978 555 1066 768">1級地</th> <th data-bbox="1066 555 1153 768">2級地</th> <th data-bbox="1153 555 1241 768">3級地</th> <th data-bbox="1241 555 1329 768">4級地</th> <th data-bbox="1329 555 1380 768">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="906 768 978 869">児童養護施設</td> <td data-bbox="978 768 1066 869">5,290円</td> <td data-bbox="1066 768 1153 869">4,980円</td> <td data-bbox="1153 768 1241 869">4,920円</td> <td data-bbox="1241 768 1329 869">3,780円</td> <td data-bbox="1329 768 1380 869">870円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 869 978 992">児童自立支援施設</td> <td data-bbox="978 869 1066 992">6,080円</td> <td data-bbox="1066 869 1153 992">5,700円</td> <td data-bbox="1153 869 1241 992">5,630円</td> <td data-bbox="1241 869 1329 992">4,330円</td> <td data-bbox="1329 869 1380 992">870円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 992 978 1059">里親</td> <td data-bbox="978 992 1066 1059">3,640円</td> <td data-bbox="1066 992 1153 1059">3,490円</td> <td data-bbox="1153 992 1241 1059">3,450円</td> <td data-bbox="1241 992 1329 1059">2,760円</td> <td data-bbox="1329 992 1380 1059">870円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1059 978 1182">母子生活支援施設</td> <td data-bbox="978 1059 1066 1182">2,440円</td> <td data-bbox="1066 1059 1153 1182">2,240円</td> <td data-bbox="1153 1059 1241 1182">2,210円</td> <td data-bbox="1241 1059 1329 1182">1,660円</td> <td data-bbox="1329 1059 1380 1182">130円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1182 978 1249">乳児院</td> <td data-bbox="978 1182 1066 1249">8,780円</td> <td data-bbox="1066 1182 1153 1249">8,130円</td> <td data-bbox="1153 1182 1241 1249">8,020円</td> <td data-bbox="1241 1182 1329 1249">6,240円</td> <td data-bbox="1329 1182 1380 1249">870円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1249 978 1373">児童心理治療施設</td> <td data-bbox="978 1249 1066 1373">6,520円</td> <td data-bbox="1066 1249 1153 1373">6,090円</td> <td data-bbox="1153 1249 1241 1373">6,010円</td> <td data-bbox="1241 1249 1329 1373">4,640円</td> <td data-bbox="1329 1249 1380 1373">870円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1373 978 1473">一時保護所</td> <td data-bbox="978 1373 1066 1473">4,740円</td> <td data-bbox="1066 1373 1153 1473">4,470円</td> <td data-bbox="1153 1373 1241 1473">4,420円</td> <td data-bbox="1241 1373 1329 1473">3,530円</td> <td data-bbox="1329 1373 1380 1473">870円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1473 978 1597">ファミリーホーム</td> <td data-bbox="978 1473 1066 1597">4,840円</td> <td data-bbox="1066 1473 1153 1597">4,580円</td> <td data-bbox="1153 1473 1241 1597">4,530円</td> <td data-bbox="1241 1473 1329 1597">3,460円</td> <td data-bbox="1329 1473 1380 1597">870円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1597 978 1720">自立援助ホームA</td> <td data-bbox="978 1597 1066 1720">5,850円</td> <td data-bbox="1066 1597 1153 1720">5,490円</td> <td data-bbox="1153 1597 1241 1720">5,420円</td> <td data-bbox="1241 1597 1329 1720">4,170円</td> <td data-bbox="1329 1597 1380 1720">870円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1720 978 1868">自立援助ホームB</td> <td data-bbox="978 1720 1066 1868">2,810円</td> <td data-bbox="1066 1720 1153 1868">2,580円</td> <td data-bbox="1153 1720 1241 1868">2,540円</td> <td data-bbox="1241 1720 1329 1868">1,870円</td> <td data-bbox="1329 1720 1380 1868">130円</td> </tr> </tbody> </table>	級地別 施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地	その他	児童養護施設	5,290円	4,980円	4,920円	3,780円	870円	児童自立支援施設	6,080円	5,700円	5,630円	4,330円	870円	里親	3,640円	3,490円	3,450円	2,760円	870円	母子生活支援施設	2,440円	2,240円	2,210円	1,660円	130円	乳児院	8,780円	8,130円	8,020円	6,240円	870円	児童心理治療施設	6,520円	6,090円	6,010円	4,640円	870円	一時保護所	4,740円	4,470円	4,420円	3,530円	870円	ファミリーホーム	4,840円	4,580円	4,530円	3,460円	870円	自立援助ホームA	5,850円	5,490円	5,420円	4,170円	870円	自立援助ホームB	2,810円	2,580円	2,540円	1,870円	130円
級地別 施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地	その他																																																																
児童養護施設	5,290円	4,980円	4,920円	3,780円	870円																																																																
児童自立支援施設	6,080円	5,700円	5,630円	4,330円	870円																																																																
里親	3,640円	3,490円	3,450円	2,760円	870円																																																																
母子生活支援施設	2,440円	2,240円	2,210円	1,660円	130円																																																																
乳児院	8,780円	8,130円	8,020円	6,240円	870円																																																																
児童心理治療施設	6,520円	6,090円	6,010円	4,640円	870円																																																																
一時保護所	4,740円	4,470円	4,420円	3,530円	870円																																																																
ファミリーホーム	4,840円	4,580円	4,530円	3,460円	870円																																																																
自立援助ホームA	5,850円	5,490円	5,420円	4,170円	870円																																																																
自立援助ホームB	2,810円	2,580円	2,540円	1,870円	130円																																																																

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(16) 冷 暖 房 費			<p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「自立援助ホームA」は、別に定める基準に該当する場合とし、「自立援助ホームB」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護所」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護所」の単価を用いること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(自立援助ホームBを除く。)は次の表を用いること。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																																																						
(16) 冷 暖 房 費			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="898 421 1042 600">級地別 施設種別</th> <th data-bbox="1042 421 1129 600">旧5級地</th> <th data-bbox="1129 421 1217 600">旧4級地</th> <th data-bbox="1217 421 1305 600">旧3級地</th> <th data-bbox="1305 421 1380 600">旧2級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="898 600 1042 667">児童養護施設</td> <td data-bbox="1042 600 1129 667">2,730 円</td> <td data-bbox="1129 600 1217 667">2,090 円</td> <td data-bbox="1217 600 1305 667">1,350 円</td> <td data-bbox="1305 600 1380 667">1,010 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 667 1042 734">児童自立支援施設</td> <td data-bbox="1042 667 1129 734">2,730 円</td> <td data-bbox="1129 667 1217 734">2,090 円</td> <td data-bbox="1217 667 1305 734">1,350 円</td> <td data-bbox="1305 667 1380 734">1,010 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 734 1042 801">里親</td> <td data-bbox="1042 734 1129 801">2,730 円</td> <td data-bbox="1129 734 1217 801">2,090 円</td> <td data-bbox="1217 734 1305 801">1,350 円</td> <td data-bbox="1305 734 1380 801">1,010 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 801 1042 869">母子生活支援施設</td> <td data-bbox="1042 801 1129 869">450 円</td> <td data-bbox="1129 801 1217 869">380 円</td> <td data-bbox="1217 801 1305 869">240 円</td> <td data-bbox="1305 801 1380 869">150 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 869 1042 936">乳児院</td> <td data-bbox="1042 869 1129 936">2,890 円</td> <td data-bbox="1129 869 1217 936">2,270 円</td> <td data-bbox="1217 869 1305 936">1,440 円</td> <td data-bbox="1305 869 1380 936">1,050 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 936 1042 1003">児童心理治療施設</td> <td data-bbox="1042 936 1129 1003">2,730 円</td> <td data-bbox="1129 936 1217 1003">2,090 円</td> <td data-bbox="1217 936 1305 1003">1,350 円</td> <td data-bbox="1305 936 1380 1003">1,010 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 1003 1042 1070">一時保護所</td> <td data-bbox="1042 1003 1129 1070">2,730 円</td> <td data-bbox="1129 1003 1217 1070">2,090 円</td> <td data-bbox="1217 1003 1305 1070">1,350 円</td> <td data-bbox="1305 1003 1380 1070">1,010 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 1070 1042 1137">ファミリーホーム</td> <td data-bbox="1042 1070 1129 1137">2,730 円</td> <td data-bbox="1129 1070 1217 1137">2,090 円</td> <td data-bbox="1217 1070 1305 1137">1,350 円</td> <td data-bbox="1305 1070 1380 1137">1,010 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 1137 1042 1189">自立援助ホームA</td> <td data-bbox="1042 1137 1129 1189">2,730 円</td> <td data-bbox="1129 1137 1217 1189">2,090 円</td> <td data-bbox="1217 1137 1305 1189">1,350 円</td> <td data-bbox="1305 1137 1380 1189">1,010 円</td> </tr> </tbody> </table>					級地別 施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	児童養護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円	児童自立支援施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円	里親	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円	母子生活支援施設	450 円	380 円	240 円	150 円	乳児院	2,890 円	2,270 円	1,440 円	1,050 円	児童心理治療施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円	一時保護所	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円	ファミリーホーム	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円	自立援助ホームA	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
級地別 施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地																																																					
児童養護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																					
児童自立支援施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																					
里親	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																					
母子生活支援施設	450 円	380 円	240 円	150 円																																																					
乳児院	2,890 円	2,270 円	1,440 円	1,050 円																																																					
児童心理治療施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																					
一時保護所	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																					
ファミリーホーム	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																					
自立援助ホームA	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																					
(17) 就 職 支 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価198,540円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>																																																						

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(18) 自大立学生進生活学支等度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価198,540円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの(以下「死亡児」という)	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が159,040円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価159,040円×死亡児数

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の搜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき搜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当	里親委託児童	その児童に係る委託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000円×1人
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 里親委託児童又はファミリーホーム入所児童 算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価 44,630円×新規委託措置児童数 自立援助ホーム入所児童 算式(2) 受託支度費1件当たり保護単価 44,630円×新規委託措置児童であつて別に定める基準に該当する者の数
(24) 委一託時手保当護	一時保護委託児童であつて、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額4,630円
(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であつて別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費
(26) 通一学時送迎護費委託児童	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円



費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(27) 防災対策費	自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。

### 3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

## 第5 徴収金基準額

### 1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とすること。

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500円
C2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000円
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500円
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700円
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000円
D5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)
D6	403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)

D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)

			きは166,600円とする。 。)	する。)
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備 考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」………扶養義務者のいない世帯(自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみ</p>			

なす。)

(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、（1）又は（3）に該当する場合にあつては26万円を、（2）に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、（1）又は（3）に該当する場合にあつては27万円を、（2）に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除

される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）

（2）（1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

（3）婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

（1）児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

	<p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--	--

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所	9,000円以下	6,600円
D 2		9,001円から 27,000円まで	9,000円
D 3		27,001円から	13,500円
			3,300円
			4,500円
			6,700円

	得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	57,000円まで		
D 4		57,001円から 93,000円まで	18,700円	9,300円
D 5		93,001円から 177,300円まで	29,000円	14,500円
D 6		177,301円から 258,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600円
D 7		258,101円から 348,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D 8		348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 9		456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 10		583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D 11		704,001円から	その月のその措置児	その月のその入所世帯



		852,000円まで	童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D12		852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D13		1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D14		1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収
備 考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、</p>			

平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」

…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

6 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11

号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、（1）又は（3）に該当する場合にあつては26万円を、（2）に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

（1）婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）

（2）（1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

（3）婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

7 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴

	<p>収金基準額は0円とする。</p> <p>8 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>9 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--	---

## 2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。) + 事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

#### 算式(2)

[ (事務費の月額保護単価 + 事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数 ] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

### 第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

### 第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

### 第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	320,230	311,740	309,610	303,240	299,000	290,500	284,140	277,760
21～25人	282,170	274,660	272,780	267,150	263,400	255,890	250,260	244,630
26～30	244,110	237,590	235,950	231,060	227,800	221,270	216,380	211,490
31～35	227,970	221,860	220,330	215,750	212,690	206,580	201,990	197,410
36～40	211,830	206,140	204,710	200,430	197,580	191,890	187,610	183,340
41～45	207,690	202,040	200,630	196,390	193,560	187,910	183,670	179,430
46～50	181,850	176,900	175,670	171,950	169,480	164,520	160,810	157,100
51～55	177,310	172,480	171,270	167,640	165,220	160,390	156,770	153,140
56～60	172,770	168,060	166,880	163,340	160,980	156,260	152,730	149,190
61～65	168,410	163,810	162,660	159,210	156,910	152,310	148,860	145,410
66～70	164,050	159,570	158,440	155,080	152,840	148,360	145,000	141,640
71～75	160,160	155,780	154,690	151,400	149,210	144,830	141,540	138,260
76～80	156,260	151,990	150,920	147,710	145,570	141,300	138,090	134,890
81～85	153,450	149,240	148,190	145,050	142,940	138,740	135,590	132,440
86～90	150,630	146,500	145,470	142,370	140,310	136,180	133,090	129,990
91～95	147,520	143,490	142,480	139,450	137,430	133,390	130,370	127,340
96～100	144,420	140,470	139,490	136,530	134,560	130,610	127,650	124,700
101～105	142,850	138,950	137,970	135,040	133,090	129,180	126,250	123,330
106～110	141,290	137,420	136,450	133,560	131,620	127,760	124,850	121,960
111～115	139,710	135,890	134,930	132,060	130,140	126,320	123,450	120,580
116～120	138,140	134,350	133,400	130,570	128,670	124,880	122,040	119,210
121～125	136,720	132,960	132,030	129,220	127,340	123,590	120,770	117,960
126～130	135,290	131,580	130,640	127,860	126,000	122,290	119,500	116,720
131～135	134,380	130,690	129,760	126,990	125,150	121,450	118,680	115,910
136～140	133,470	129,790	128,880	126,120	124,280	120,610	117,860	115,110
141～145	132,150	128,510	127,600	124,870	123,050	119,410	116,680	113,950
146～150	130,830	127,230	126,320	123,620	121,820	118,210	115,500	112,800
151人以上	130,180	126,590	125,690	123,000	121,210	117,610	114,920	112,230

(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	340,920	331,760	329,470	322,610	318,030	308,880	302,020	295,150
21～25人	299,410	291,350	289,330	283,290	279,260	271,200	265,160	259,110
26～30	257,900	250,940	249,190	243,970	240,490	233,520	228,300	223,080
31～35	240,270	233,760	232,140	227,260	224,010	217,500	212,620	207,750
36～40	222,630	216,590	215,080	210,550	207,530	201,480	196,950	192,420

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	238,750	233,540	232,240	228,330	225,730	220,520	216,620	212,710

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	284,080	276,990	275,220	269,910	266,370	259,280	253,970	248,660
31～35人	267,870	261,130	259,450	254,400	251,030	244,300	239,250	234,200
36～40	251,660	245,280	243,680	238,900	235,700	229,330	224,530	219,750
41～45	247,890	241,490	239,890	235,090	231,890	225,490	220,690	215,890
46～50	233,310	227,240	225,720	221,170	218,130	212,060	207,510	202,950
51～55	227,340	221,400	219,920	215,460	212,490	206,560	202,100	197,650
56～60	221,380	215,570	214,120	209,770	206,870	201,060	196,710	192,360
61～65	216,400	210,700	209,280	205,000	202,160	196,460	192,190	187,920
66～70	211,430	205,830	204,440	200,250	197,450	191,860	187,670	183,480
71～75	206,860	201,360	199,990	195,880	193,130	187,650	183,530	179,410
76～80	202,290	196,900	195,550	191,510	188,810	183,420	179,380	175,340
81～85	199,050	193,720	192,390	188,390	185,730	180,400	176,410	172,410
86～90	195,800	190,530	189,220	185,270	182,640	177,380	173,430	169,480
91～95	192,290	187,090	185,790	181,890	179,290	174,100	170,200	166,300
96～100	188,770	183,640	182,360	178,510	175,950	170,810	166,970	163,120
101～105	187,310	182,210	180,940	177,120	174,580	169,490	165,660	161,840
106～110	185,840	180,780	179,520	175,730	173,210	168,160	164,360	160,570
111～115	184,090	179,080	177,830	174,070	171,560	166,550	162,790	159,040
116～120	182,340	177,370	176,130	172,400	169,920	164,950	161,220	157,500
121～125	181,280	176,340	175,090	171,390	168,910	163,960	160,260	156,550
126～130	180,220	175,300	174,060	170,370	167,910	162,980	159,290	155,590
131～135	178,850	173,960	172,740	169,070	166,620	161,720	158,060	154,390
136～140	177,480	172,630	171,410	167,760	165,330	160,470	156,830	153,180
141～145	176,400	171,550	170,350	166,710	164,290	159,450	155,820	152,180
146～150	175,310	170,490	169,280	165,660	163,250	158,430	154,810	151,190
151人以上	174,390	169,590	168,390	164,780	162,390	157,580	153,980	150,380

(4) 乳児院（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	840,750	818,330	812,730	795,910	784,700	762,290	745,480	728,660
11～15人	665,070	647,150	642,670	629,230	620,280	602,360	588,920	575,490
16～20	592,960	576,620	572,540	560,280	552,110	535,780	523,520	511,270
21～25	518,460	504,140	500,550	489,810	482,640	468,320	457,570	446,820
26～30	498,550	484,720	481,260	470,890	463,980	450,150	439,780	429,410
31～35	484,010	470,550	467,190	457,110	450,380	436,930	426,850	416,760
36～40	469,470	456,400	453,120	443,320	436,790	423,720	413,910	404,110
41～45	456,970	444,220	441,040	431,480	425,100	412,360	402,800	393,240
46～50	444,470	432,050	428,950	419,630	413,420	401,000	391,680	382,370
51～55	439,330	427,040	423,970	414,760	408,610	396,330	387,110	377,890
56～60	434,190	422,040	419,000	409,880	403,810	391,650	382,540	373,430
61～65	429,550	417,520	414,510	405,490	399,470	387,440	378,420	369,390
66～70	424,910	413,000	410,030	401,090	395,130	383,230	374,300	365,360
71～75	420,800	409,000	406,050	397,200	391,300	379,490	370,640	361,790
76～80	416,690	404,990	402,070	393,300	387,450	375,760	366,990	358,220
81～85	412,740	401,140	398,250	389,560	383,760	372,170	363,480	354,790
86～90	408,790	397,300	394,430	385,810	380,070	368,580	359,970	351,350
91人以上	404,440	393,070	390,230	381,700	376,010	364,640	356,120	347,590

(4) 乳児院（2歳児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	737,340	717,880	713,010	698,410	688,680	669,210	654,620	640,020
11～15人	598,470	582,410	578,390	566,340	558,310	542,240	530,190	518,140
16～20	515,970	501,780	498,230	487,580	480,490	466,290	455,640	445,000
21～25	477,490	464,280	460,970	451,060	444,450	431,240	421,320	411,410
26～30	447,760	435,320	432,200	422,870	416,650	404,210	394,870	385,540
31～35	434,220	422,130	419,110	410,040	403,990	391,890	382,820	373,750
36～40	420,690	408,940	406,010	397,200	391,330	379,580	370,780	361,970
41～45	407,150	395,760	392,910	384,360	378,670	367,270	358,730	350,180
46～50	393,610	382,570	379,810	371,530	366,000	354,960	346,680	338,400
51～55	389,150	378,230	375,500	367,300	361,840	350,910	342,720	334,530
56～60	384,700	373,890	371,190	363,080	357,680	346,870	338,760	330,660
61～65	380,240	369,550	366,880	358,860	353,510	342,820	334,800	326,780
66～70	375,780	365,210	362,570	354,630	349,350	338,770	330,840	322,910
71～75	371,330	360,870	358,260	350,410	345,180	334,730	326,880	319,040
76～80	366,870	356,530	353,950	346,190	341,020	330,680	322,920	315,170
81～85	362,410	352,190	349,630	341,970	336,860	326,630	318,970	311,300
86～90	357,960	347,850	345,320	337,740	332,690	322,590	315,010	307,430
91人以上	353,500	343,510	341,010	333,520	328,530	318,540	311,050	303,560



(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	624,240	607,880	603,790	591,520	583,340	566,980	554,710	542,440
11～15人	454,480	442,530	439,540	430,580	424,610	412,660	403,700	394,740
16～20	380,980	370,650	368,060	360,310	355,150	344,810	337,060	329,310
21～25	347,900	338,390	336,010	328,880	324,120	314,610	307,480	300,350
26～30	321,770	312,920	310,710	304,080	299,660	290,820	284,190	277,560
31～35	307,330	298,860	296,750	290,400	286,170	277,700	271,360	265,010
36～40	292,890	284,800	282,780	276,710	272,670	264,580	258,520	252,450
41～45	278,450	270,740	268,810	263,030	259,170	251,460	245,680	239,890
46～50	264,020	256,680	254,850	249,340	245,680	238,340	232,840	227,340
51～55	259,020	251,820	250,020	244,610	241,010	233,810	228,400	223,000
56～60	254,020	246,950	245,180	239,880	236,350	229,270	223,970	218,670
61～65	249,030	242,090	240,350	235,150	231,680	224,740	219,540	214,330
66～70	244,030	237,220	235,520	230,420	227,010	220,210	215,100	210,000
71～75	239,030	232,360	230,690	225,690	222,350	215,680	210,670	205,670
76～80	234,040	227,500	225,860	220,950	217,680	211,140	206,240	201,330
81～85	229,040	222,630	221,030	216,220	213,020	206,610	201,800	197,000
86～90	224,040	217,770	216,200	211,490	208,350	202,080	197,370	192,660
91人以上	219,050	212,900	211,370	206,760	203,690	197,540	192,940	188,330

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	648,650	631,520	627,240	614,390	605,830	588,700	575,860	563,020

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	178,740	174,510	173,220	170,270	168,150	163,920	160,740	157,570
11～20世帯	156,540	152,520	151,400	148,500	146,490	142,470	139,460	136,440
21～30	125,460	122,180	121,290	118,900	117,260	113,990	111,530	109,070
31～40	94,450	91,990	91,320	89,540	88,310	85,850	84,010	82,160
41～50	85,180	82,960	82,360	80,750	79,650	77,430	75,770	74,120
51世帯以上	75,900	73,940	73,400	71,970	70,990	69,020	67,540	66,070

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1世帯につき	円 150,440	円 147,150	円 146,330	円 143,860	円 142,220	円 138,920	円 136,460	円 133,990

(8) 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
20人まで	円 454,730	円 442,070	円 439,040	円 432,840	円 429,410	円 416,780	円 407,130	円 398,020
21～25人	407,820	396,430	393,640	387,850	384,560	373,170	364,550	356,190
26～30人	360,920	350,780	348,250	342,860	339,700	329,570	321,970	314,370
31～35人	342,450	332,800	330,390	325,130	322,010	312,370	305,140	297,900
36～40	323,980	314,820	312,540	307,400	304,320	295,170	288,310	281,440
41～45	310,420	301,610	299,410	294,340	291,260	282,460	275,860	269,250
46人以上	296,860	288,410	286,300	281,280	278,200	269,750	263,410	257,070

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童自立支援施設通所部	円 74,660	円 72,510	円 71,970	円 70,360	円 69,290	円 67,140	円 65,530	円 63,920

(10) 児童心理治療施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童心理治療施設通所部	円 113,580	円 110,260	円 109,440	円 106,950	円 105,290	円 101,980	円 99,490	円 97,010

(11) 自立援助ホーム

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
6人まで	円 219,450	円 214,100	円 212,760	円 208,750	円 206,070	円 200,720	円 196,700	円 192,690
7～9人	205,260	199,980	198,660	194,690	192,050	186,770	182,800	178,840
10～12	198,170	192,920	191,600	187,670	185,040	179,790	175,850	171,920
13～15	193,910	188,680	187,370	183,450	180,840	175,610	171,680	167,760
16～18	191,070	185,860	184,550	180,640	178,030	172,820	168,900	164,990
19人以上	188,670	183,460	182,160	178,260	175,660	170,450	166,540	162,640

## (12) ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	198,650	195,320	194,480	191,980	190,320	186,980	184,480	181,980
6人	165,540	162,760	162,070	159,980	158,600	155,820	153,730	151,650

## (13) 一時保護所

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,553,540	12,228,670	12,147,450	11,903,790	11,741,350	11,416,480	11,172,820	10,929,170
6~10人	18,344,280	17,842,480	17,717,020	17,340,660	17,089,760	16,587,950	16,211,590	15,835,240
11~15	29,397,330	28,570,660	28,363,980	27,743,970	27,330,630	26,503,940	25,883,930	25,263,920
16~20	35,188,080	34,184,470	33,933,550	33,180,840	32,679,030	31,675,410	30,922,700	30,169,990
21~25	40,978,820	39,798,280	39,503,130	38,617,710	38,027,440	36,846,880	35,961,470	35,076,060
26~30	46,769,560	45,412,090	45,072,700	44,054,590	43,375,850	42,018,360	41,000,240	39,982,130
31~35	57,157,620	55,475,270	55,054,660	53,792,890	52,951,710	51,269,350	50,007,570	48,745,810
36~40	62,948,360	61,089,080	60,624,240	59,229,770	58,300,120	56,440,820	55,046,340	53,651,880
41~45	68,739,100	66,702,890	66,193,810	64,666,640	63,648,530	61,612,290	60,085,120	58,557,950
46~50	74,529,840	72,316,700	71,763,390	70,103,510	68,996,930	66,783,760	65,123,890	63,464,020
51~55	80,320,590	77,930,510	77,332,960	75,540,390	74,345,340	71,955,240	70,162,660	68,370,090
56~60	86,111,330	83,544,320	82,902,540	80,977,260	79,693,750	77,126,710	75,201,430	73,276,160
61~65	91,902,070	89,158,130	88,472,110	86,414,140	85,042,160	82,298,180	80,240,200	78,182,230
66~70	97,692,820	94,771,940	94,041,690	91,851,010	90,390,560	87,469,650	85,278,970	83,088,310

※1か所当たりの年額

## 2 加算分保護単価

### (1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価

#### ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	320,230	311,740	309,610	303,240	299,000	290,500	284,140	277,760
21～25人	290,820	283,070	281,130	275,310	271,440	263,680	257,870	252,050
26～30	261,410	254,400	252,640	247,380	243,870	236,860	231,590	226,330
31～35	243,400	236,850	235,210	230,300	227,020	220,480	215,560	210,650
36～40	225,380	219,300	217,780	213,220	210,170	204,090	199,530	194,960
41～45	219,670	213,670	212,170	207,680	204,680	198,690	194,190	189,690
46～50	192,240	186,990	185,680	181,740	179,120	173,880	169,940	166,010
51～55	187,400	182,280	181,000	177,160	174,600	169,480	165,640	161,800
56～60	182,570	177,580	176,330	172,580	170,080	165,090	161,340	157,600
61～65	178,010	173,130	171,910	168,260	165,830	160,950	157,290	153,640
66～70	173,440	168,680	167,490	163,930	161,560	156,810	153,240	149,680
71～75	169,380	164,740	163,580	160,100	157,780	153,140	149,660	146,180
76～80	165,330	160,800	159,670	156,270	154,000	149,470	146,070	142,670
81～85	163,350	158,860	157,750	154,380	152,140	147,660	144,300	140,930
86～90	161,370	156,930	155,820	152,500	150,280	145,850	142,520	139,200
91～95	158,060	153,730	152,640	149,390	147,220	142,880	139,630	136,390
96～100	154,760	150,520	149,460	146,290	144,170	139,930	136,750	133,570
101～105	153,040	148,850	147,800	144,650	142,550	138,360	135,220	132,070
106～110	151,320	147,170	146,130	143,020	140,940	136,790	133,680	130,560
111～115	149,620	145,510	144,480	141,400	139,350	135,240	132,160	129,080
116～120	147,910	143,850	142,830	139,790	137,750	133,690	130,640	127,590
121～125	146,380	142,350	141,350	138,330	136,310	132,290	129,270	126,250
126～130	144,840	140,850	139,860	136,870	134,880	130,890	127,900	124,910
131～135	144,460	140,480	139,480	136,500	134,510	130,530	127,540	124,560
136～140	144,070	140,100	139,100	136,130	134,130	130,160	127,180	124,200
141～145	142,630	138,690	137,710	134,760	132,790	128,850	125,890	122,940
146～150	141,190	137,290	136,310	133,390	131,440	127,540	124,610	121,680
151人以上	140,660	136,770	135,800	132,880	130,940	127,050	124,130	121,220

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	340,920	331,760	329,470	322,610	318,030	308,880	302,020	295,150
21～25人	308,060	299,760	297,680	291,450	287,300	278,990	272,770	266,540
26～30	275,200	267,750	265,880	260,290	256,560	249,110	243,510	237,920
31～35	255,700	248,750	247,020	241,810	238,340	231,400	226,190	220,980
36～40	236,190	229,760	228,150	223,330	220,120	213,690	208,870	204,050

イ 4.5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	320,230	311,740	309,610	303,240	299,000	290,500	284,140	277,760
21～25人	299,410	291,410	289,410	283,420	279,420	271,420	265,420	259,420
26～30	278,590	271,090	269,210	263,590	259,830	252,330	246,700	241,070
31～35	258,720	251,740	249,990	244,750	241,260	234,270	229,030	223,800
36～40	238,840	232,380	230,760	225,910	222,680	216,220	211,370	206,520
41～45	231,540	225,220	223,630	218,880	215,720	209,390	204,640	199,890
46～50	202,540	197,010	195,620	191,470	188,700	183,160	179,000	174,850
51～55	197,430	192,020	190,670	186,620	183,920	178,510	174,460	170,400
56～60	192,310	187,040	185,720	181,770	179,130	173,860	169,910	165,960
61～65	188,770	183,600	182,310	178,420	175,830	170,660	166,770	162,890
66～70	185,240	180,160	178,890	175,070	172,530	167,440	163,630	159,820
71～75	180,890	175,920	174,680	170,950	168,470	163,500	159,770	156,050
76～80	176,530	171,680	170,470	166,830	164,410	159,550	155,910	152,280
81～85	174,310	169,510	168,320	164,720	162,320	157,530	153,930	150,340
86～90	172,080	167,350	166,170	162,610	160,240	155,500	151,950	148,400
91～95	168,600	163,960	162,800	159,330	157,010	152,380	148,900	145,420
96～100	165,110	160,580	159,440	156,040	153,780	149,250	145,850	142,450
101～105	163,230	158,740	157,630	154,260	152,020	147,540	144,170	140,810
106～110	161,350	156,920	155,810	152,480	150,260	145,830	142,500	139,170
111～115	160,230	155,830	154,720	151,420	149,220	144,810	141,500	138,190
116～120	159,120	154,740	153,640	150,360	148,160	143,780	140,500	137,210
121～125	157,420	153,080	152,000	148,740	146,570	142,240	138,980	135,730
126～130	155,720	151,420	150,350	147,130	144,980	140,680	137,470	134,240
131～135	155,190	150,900	149,830	146,620	144,470	140,190	136,970	133,760
136～140	154,650	150,380	149,310	146,110	143,960	139,690	136,490	133,280
141～145	153,090	148,850	147,800	144,610	142,500	138,260	135,090	131,910
146～150	151,520	147,330	146,280	143,130	141,040	136,840	133,700	130,550
151人以上	151,270	147,090	146,040	142,890	140,800	136,610	133,470	130,330

イ 4.5:1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	340,920	331,760	329,470	322,610	318,030	308,880	302,020	295,150
21～25人	316,650	308,100	305,960	299,550	295,280	286,730	280,320	273,910
26～30	292,380	284,440	282,450	276,500	272,520	264,580	258,620	252,660
31～35	271,010	263,640	261,790	256,260	252,570	245,190	239,660	234,130
36～40	249,650	242,840	241,140	236,020	232,620	225,810	220,700	215,590

ウ 4：1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	346,180	336,950	334,650	327,720	323,110	313,880	306,960	300,030
21～25人	321,040	312,430	310,280	303,820	299,510	290,900	284,440	277,980
26～30	295,900	287,900	285,900	279,910	275,910	267,910	261,920	255,920
31～35	275,860	268,390	266,520	260,920	257,190	249,710	244,110	238,510
36～40	255,830	248,890	247,150	241,940	238,460	231,510	226,300	221,090
41～45	250,390	243,520	241,800	236,650	233,220	226,350	221,210	216,060
46～50	223,240	217,110	215,580	210,980	207,920	201,790	197,200	192,600
51～55	217,200	211,230	209,740	205,260	202,280	196,320	191,840	187,370
56～60	211,170	205,360	203,910	199,550	196,650	190,840	186,490	182,130
61～65	206,880	201,190	199,760	195,490	192,650	186,960	182,680	178,420
66～70	202,590	197,010	195,620	191,430	188,650	183,060	178,880	174,700
71～75	197,580	192,140	190,780	186,700	183,980	178,540	174,450	170,370
76～80	192,570	187,270	185,940	181,960	179,300	174,000	170,020	166,040
81～85	190,730	185,470	184,150	180,210	177,580	172,310	168,370	164,430
86～90	188,880	183,670	182,370	178,450	175,850	170,630	166,720	162,810
91～95	184,760	179,670	178,390	174,580	172,030	166,930	163,120	159,290
96～100	180,640	175,670	174,430	170,700	168,210	163,240	159,510	155,780
101～105	179,430	174,480	173,250	169,540	167,070	162,120	158,410	154,710
106～110	178,210	173,290	172,070	168,380	165,920	161,010	157,320	153,630
111～115	176,220	171,360	170,150	166,500	164,070	159,200	155,560	151,910
116～120	174,240	169,430	168,220	164,620	162,210	157,400	153,790	150,180
121～125	173,150	168,370	167,180	163,580	161,190	156,410	152,820	149,230
126～130	172,070	167,310	166,120	162,550	160,170	155,410	151,840	148,270
131～135	171,460	166,720	165,520	161,960	159,590	154,850	151,290	147,720
136～140	170,850	166,120	164,930	161,390	159,010	154,280	150,730	147,180
141～145	169,810	165,100	163,930	160,400	158,040	153,330	149,800	146,270
146～150	168,780	164,090	162,920	159,410	157,070	152,380	148,870	145,350
151人以上	167,650	162,990	161,840	158,340	156,020	151,360	147,870	144,380



ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	366,870	356,980	354,510	347,090	342,140	332,250	324,840	317,420
21～25人	338,280	329,120	326,830	319,950	315,370	306,210	299,340	292,460
26～30	309,690	301,250	299,140	292,820	288,600	280,160	273,840	267,510
31～35	288,160	280,300	278,330	272,430	268,500	260,630	254,740	248,840
36～40	266,630	259,340	257,520	252,050	248,400	241,110	235,640	230,170

（2）児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価

ア 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	303,360	295,720	293,810	288,070	284,250	276,610	270,870	265,140
31～35人	286,950	279,670	277,840	272,380	268,730	261,450	255,980	250,520
36～40	270,550	263,620	261,890	256,690	253,230	246,300	241,090	235,900
41～45	268,800	261,790	260,030	254,780	251,280	244,270	239,020	233,770
46～50	256,240	249,500	247,810	242,760	239,390	232,660	227,600	222,550
51～55	249,250	242,680	241,030	236,100	232,820	226,240	221,310	216,380
56～60	242,260	235,850	234,250	229,450	226,240	219,830	215,020	210,220
61～65	236,450	230,180	228,610	223,890	220,760	214,480	209,770	205,060
66～70	230,640	224,490	222,960	218,350	215,270	209,130	204,520	199,910
71～75	225,360	219,330	217,820	213,300	210,290	204,260	199,740	195,230
76～80	220,060	214,160	212,680	208,250	205,300	199,390	194,970	190,540
81～85	217,240	211,380	209,920	205,530	202,610	196,750	192,360	187,970
86～90	214,410	208,610	207,160	202,810	199,910	194,110	189,750	185,400
91～95	210,210	204,490	203,060	198,770	195,910	190,190	185,910	181,620
96～100	205,990	200,360	198,950	194,730	191,920	186,280	182,060	177,840
101～105	205,260	199,650	198,250	194,040	191,230	185,620	181,410	177,200
106～110	204,540	198,940	197,540	193,350	190,550	184,960	180,760	176,560
111～115	201,830	196,300	194,920	190,770	188,020	182,490	178,340	174,200
116～120	199,110	193,660	192,300	188,200	185,480	180,020	175,930	171,840
121～125	198,740	193,290	191,930	187,830	185,110	179,650	175,560	171,480
126～130	198,370	192,920	191,550	187,460	184,740	179,290	175,200	171,110
131～135	196,920	191,500	190,150	186,090	183,380	177,960	173,890	169,830
136～140	195,470	190,090	188,740	184,700	182,010	176,630	172,590	168,550
141～145	194,970	189,590	188,240	184,200	181,520	176,130	172,100	168,060
146～150	194,470	189,090	187,740	183,710	181,020	175,640	171,600	167,570
151人以上	192,660	187,330	186,000	182,000	179,330	174,000	170,000	166,000

イ 3.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	322,280	314,090	312,040	305,890	301,800	293,610	287,460	281,320
31～35人	303,850	296,070	294,130	288,300	284,410	276,630	270,800	264,970
36～40	285,430	278,070	276,220	270,700	267,020	259,660	254,140	248,620
41～45	281,990	274,600	272,750	267,210	263,520	256,130	250,590	245,040
46～50	267,750	260,680	258,910	253,610	250,070	243,000	237,700	232,400
51～55	262,800	255,840	254,100	248,870	245,390	238,420	233,200	227,970
56～60	257,860	251,000	249,290	244,140	240,710	233,840	228,700	223,550
61～65	252,360	245,620	243,930	238,880	235,510	228,770	223,710	218,660
66～70	246,850	240,240	238,580	233,620	230,310	223,690	218,730	213,770
71～75	243,180	236,640	235,000	230,100	226,830	220,280	215,370	210,470
76～80	239,510	233,040	231,430	226,570	223,340	216,870	212,020	207,160
81～85	237,040	230,610	229,000	224,180	220,960	214,530	209,720	204,890
86～90	234,560	228,170	226,570	221,780	218,590	212,200	207,410	202,620
91～95	231,750	225,410	223,820	219,060	215,900	209,550	204,790	200,040
96～100	228,940	222,650	221,070	216,350	213,200	206,900	202,180	197,460
101～105	226,730	220,500	218,940	214,260	211,140	204,910	200,240	195,560
106～110	224,530	218,360	216,810	212,180	209,090	202,920	198,290	193,650
111～115	222,140	216,030	214,500	209,920	206,860	200,750	196,160	191,580
116～120	219,760	213,700	212,190	207,650	204,630	198,570	194,030	189,490
121～125	218,880	212,840	211,330	206,810	203,790	197,750	193,220	188,690
126～130	218,000	211,980	210,480	205,960	202,950	196,930	192,410	187,900
131～135	216,760	210,770	209,280	204,780	201,780	195,790	191,290	186,800
136～140	215,520	209,560	208,070	203,600	200,610	194,650	190,170	185,700
141～145	214,540	208,590	207,100	202,640	199,670	193,720	189,250	184,790
146～150	213,550	207,620	206,130	201,680	198,720	192,780	188,330	183,880
151人以上	212,190	206,290	204,810	200,390	197,440	191,550	187,120	182,700

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	341,470	332,720	330,540	323,970	319,600	310,850	304,290	297,730
31～35人	327,180	318,720	316,610	310,270	306,040	297,580	291,250	284,900
36～40	312,880	304,720	302,680	296,560	292,480	284,330	278,210	272,090
41～45	312,910	304,620	302,550	296,340	292,190	283,910	277,690	271,480
46～50	302,130	294,070	292,050	286,000	281,960	273,890	267,840	261,790
51～55	295,470	287,550	285,580	279,640	275,680	267,770	261,840	255,900
56～60	288,810	281,050	279,110	273,290	269,410	261,650	255,830	250,010
61～65	281,860	274,260	272,360	266,670	262,870	255,270	249,580	243,890
66～70	274,910	267,480	265,620	260,050	256,330	248,910	243,330	237,760
71～75	271,150	263,800	261,960	256,440	252,760	245,410	239,890	234,380
76～80	267,390	260,110	258,290	252,830	249,200	241,910	236,460	231,000
81～85	263,630	256,430	254,640	249,230	245,640	238,430	233,030	227,630
86～90	259,880	252,760	250,980	245,640	242,080	234,960	229,610	224,270
91～95	255,880	248,840	247,080	241,800	238,280	231,240	225,960	220,670
96～100	251,890	244,930	243,190	237,970	234,480	227,520	222,300	217,080
101～105	251,320	244,370	242,630	237,420	233,950	227,000	221,790	216,580
106～110	250,750	243,820	242,080	236,880	233,420	226,480	221,280	216,080
111～115	248,190	241,320	239,600	234,450	231,020	224,140	218,990	213,840
116～120	245,630	238,820	237,120	232,020	228,610	221,810	216,710	211,600
121～125	244,630	237,850	236,160	231,070	227,670	220,890	215,800	210,710
126～130	243,640	236,880	235,190	230,110	226,730	219,970	214,890	209,820
131～135	243,020	236,270	234,580	229,520	226,140	219,390	214,320	209,260
136～140	242,410	235,670	233,980	228,920	225,550	218,810	213,750	208,690
141～145	241,360	234,630	232,950	227,910	224,540	217,820	212,770	207,730
146～150	240,310	233,600	231,920	226,890	223,540	216,830	211,800	206,760
151人以上	238,670	232,000	230,330	225,330	222,010	215,340	210,340	205,340

(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価

ア 1.5 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	892,290	868,410	862,440	844,530	832,590	808,710	790,800	772,890
11~15人	699,430	680,540	675,810	661,640	652,200	633,310	619,140	604,970
16~20	592,960	576,620	572,540	560,280	552,110	535,780	523,520	511,270
21~25	539,080	524,170	520,440	509,260	501,800	486,890	475,700	464,520
26~30	515,730	501,410	497,830	487,100	479,940	465,630	454,890	444,150
31~35	503,220	489,220	485,720	475,230	468,230	454,240	443,740	433,250
36~40	490,710	477,030	473,620	463,360	456,520	442,850	432,590	422,340
41~45	477,930	464,590	461,250	451,250	444,580	431,240	421,230	411,230
46~50	465,160	452,150	448,900	439,150	432,640	419,630	409,880	400,120
51~55	459,440	446,580	443,370	433,730	427,300	414,440	404,790	395,150
56~60	453,720	441,020	437,840	428,310	421,950	409,250	399,720	390,180
61~65	449,900	437,290	434,140	424,680	418,380	405,770	396,310	386,860
66~70	446,080	433,570	430,440	421,050	414,800	402,290	392,910	383,520
71~75	441,500	429,110	426,010	416,720	410,520	398,140	388,840	379,550
76~80	436,920	424,660	421,590	412,390	406,250	393,990	384,780	375,580
81~85	433,560	421,380	418,340	409,200	403,110	390,930	381,790	372,660
86~90	430,210	418,120	415,090	406,020	399,970	387,880	378,810	369,740
91人以上	425,480	413,510	410,520	401,540	395,560	383,590	374,610	365,640

イ 1.4 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	892,290	868,410	862,440	844,530	832,590	808,710	790,800	772,890
11~15人	734,030	714,160	709,190	694,280	684,350	664,470	649,570	634,660
16~20	618,730	601,660	597,400	584,590	576,060	558,990	546,180	533,380
21~25	559,850	544,340	540,470	528,840	521,090	505,580	493,960	482,330
26~30	533,030	518,220	514,520	503,420	496,020	481,210	470,100	459,000
31~35	524,210	509,630	505,970	495,030	487,740	473,140	462,200	451,260
36~40	515,400	501,030	497,430	486,650	479,460	465,090	454,300	443,520
41~45	505,780	491,650	488,110	477,510	470,450	456,320	445,720	435,120
46~50	496,160	482,270	478,800	468,380	461,440	447,550	437,130	426,720
51~55	488,890	475,200	471,770	461,500	454,660	440,960	430,690	420,420
56~60	481,630	468,130	464,750	454,620	447,880	434,380	424,250	414,130
61~65	476,500	463,130	459,790	449,770	443,090	429,730	419,700	409,680
66~70	471,370	458,150	454,840	444,910	438,300	425,080	415,150	405,230
71~75	466,720	453,620	450,340	440,510	433,960	420,860	411,030	401,200
76~80	462,070	449,080	445,840	436,100	429,620	416,630	406,900	397,160
81~85	458,310	445,430	442,200	432,540	426,100	413,210	403,550	393,890
86~90	454,540	441,760	438,560	428,970	422,580	409,790	400,210	390,620
91人以上	447,990	435,390	432,230	422,780	416,480	403,870	394,410	384,960

ウ 1.3 : 1 の職員配置を行った場合（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	944,200	918,840	912,510	893,490	880,810	855,460	836,450	817,430
11～15人	768,390	747,540	742,330	726,700	716,270	695,420	679,780	664,150
16～20	644,690	626,880	622,430	609,070	600,170	582,360	569,000	555,650
21～25	580,460	564,370	560,350	548,290	540,240	524,150	512,090	500,020
26～30	567,390	551,610	547,670	535,830	527,940	512,160	500,320	488,490
31～35	554,870	539,400	535,540	523,950	516,210	500,760	489,160	477,570
36～40	542,350	527,210	523,420	512,070	504,500	489,360	478,000	466,650
41～45	529,560	514,750	511,050	499,950	492,540	477,740	466,630	455,530
46～50	516,780	502,300	498,690	487,830	480,590	466,120	455,260	444,410
51～55	511,070	496,750	493,170	482,420	475,260	460,940	450,200	439,450
56～60	505,370	491,190	487,650	477,020	469,930	455,760	445,130	434,500
61～65	501,550	487,470	483,950	473,400	466,360	452,280	441,730	431,170
66～70	497,720	483,740	480,250	469,770	462,780	448,800	438,320	427,840
71～75	494,230	480,340	476,870	466,460	459,510	445,630	435,210	424,800
76～80	490,730	476,940	473,490	463,140	456,250	442,450	432,100	421,750
81～85	486,310	472,630	469,210	458,950	452,110	438,430	428,170	417,910
86～90	481,880	468,320	464,930	454,750	447,970	434,410	424,240	414,070
91人以上	477,160	463,720	460,360	450,290	443,570	430,130	420,060	409,980

エ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	624,240	607,880	603,790	591,520	583,340	566,980	554,710	542,440
11～15人	454,480	442,530	439,540	430,580	424,610	412,660	403,700	394,740
16～20	408,100	396,990	394,210	385,880	380,330	369,220	360,880	352,550
21～25	369,600	359,470	356,930	349,330	344,270	334,140	326,540	318,940
26～30	339,850	330,490	328,150	321,130	316,450	307,090	300,080	293,060
31～35	323,600	314,670	312,440	305,740	301,280	292,350	285,650	278,950
36～40	307,360	298,850	296,730	290,350	286,100	277,600	271,220	264,840
41～45	291,110	283,040	281,020	274,960	270,920	262,850	256,790	250,740
46～50	274,870	267,220	265,310	259,570	255,750	248,100	242,370	236,630
51～55	270,410	262,880	261,000	255,350	251,580	244,050	238,410	232,760
56～60	265,950	258,540	256,690	251,130	247,420	240,010	234,450	228,890
61～65	261,490	254,200	252,370	246,900	243,260	235,960	230,490	225,020
66～70	257,040	249,860	248,060	242,680	239,090	231,910	226,530	221,140
71～75	252,580	245,520	243,750	238,460	234,930	227,870	222,570	217,270
76～80	248,120	241,180	239,440	234,230	230,760	223,820	218,610	213,400
81～85	243,660	236,840	235,130	230,010	226,600	219,770	214,650	209,530
86～90	239,210	232,500	230,820	225,790	222,430	215,720	210,690	205,660
91人以上	234,750	228,160	226,510	221,560	218,270	211,680	206,730	201,790

オ 3 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	624,240	607,880	603,790	591,520	583,340	566,980	554,710	542,440
11～15人	490,640	477,660	474,410	464,680	458,180	445,200	435,460	425,730
16～20	435,200	423,310	420,340	411,430	405,490	393,600	384,680	375,770
21～25	391,270	380,520	377,830	369,770	364,400	353,650	345,580	337,520
26～30	357,910	348,040	345,570	338,160	333,230	323,350	315,940	308,540
31～35	345,280	335,730	333,350	326,180	321,410	311,860	304,700	297,530
36～40	332,660	323,430	321,120	314,200	309,590	300,370	293,450	286,530
41～45	320,030	311,130	308,900	302,230	297,770	288,870	282,200	275,520
46～50	307,400	298,820	296,680	290,250	285,960	277,380	270,950	264,510
51～55	302,400	293,960	291,850	285,510	281,290	272,850	266,510	260,180
56～60	297,410	289,100	287,020	280,780	276,630	268,310	262,080	255,840
61～65	292,410	284,230	282,190	276,050	271,960	263,780	257,640	251,510
66～70	287,410	279,370	277,350	271,320	267,290	259,250	253,210	247,180
71～75	282,420	274,500	272,520	266,590	262,630	254,710	248,780	242,840
76～80	277,420	269,640	267,690	261,850	257,960	250,180	244,340	238,510
81～85	272,420	264,770	262,860	257,120	253,300	245,650	239,910	234,170
86～90	267,420	259,910	258,030	252,390	248,630	241,110	235,470	229,840
91人以上	262,430	255,040	253,200	247,660	243,960	236,580	231,040	225,500

（4）児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価

ア 4 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	459,720	447,030	443,860	437,670	434,190	421,500	411,990	402,470
21～25	419,800	408,120	405,190	399,200	395,740	384,060	375,290	366,530
26～30	379,880	369,200	366,520	360,720	357,300	346,610	338,600	330,590
31～35	361,250	351,060	348,520	342,840	339,460	329,270	321,630	313,980
36～40	342,630	332,930	330,510	324,970	321,630	311,930	304,660	297,390
41～45	331,130	321,720	319,370	313,840	310,470	301,070	294,020	286,960
46人以上	319,620	310,510	308,230	302,720	299,320	290,200	283,370	276,530

イ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	486,480	473,020	469,660	462,890	459,030	445,580	435,490	425,400
21～25人	442,660	430,320	427,230	420,740	416,960	404,620	395,360	386,100
26～30	398,840	387,610	384,800	378,590	374,890	363,660	355,230	346,810
31～35	378,160	367,490	364,810	358,780	355,140	344,470	336,460	328,450
36～40	357,480	347,360	344,830	338,970	335,410	325,280	317,690	310,100
41～45	344,240	334,460	332,010	326,200	322,640	312,860	305,520	298,180
46人以上	331,000	321,560	319,200	313,440	309,870	300,430	293,350	286,270

ウ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	512,290	498,100	494,550	487,230	483,000	468,810	458,170	447,530
21～25人	465,050	452,060	448,820	441,840	437,740	424,760	415,020	405,280
26～30	417,810	406,030	403,080	396,460	392,480	380,700	371,870	363,030
31～35	401,280	389,930	387,090	380,560	376,590	365,250	356,740	348,220
36～40	384,750	373,840	371,120	364,660	360,700	349,790	341,610	333,420
41～45	375,000	364,330	361,660	355,190	351,180	340,500	332,500	324,490
46人以上	365,250	354,820	352,210	345,710	341,650	331,210	323,390	315,570

(5) 一時保護所の配置改善加算分保護単価

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,553,540	12,228,670	12,147,450	11,903,790	11,741,350	11,416,480	11,172,820	10,929,170
6～10人	18,344,280	17,842,480	17,717,020	17,340,660	17,089,760	16,587,950	16,211,590	15,835,240
11～15	29,397,330	28,570,660	28,363,980	27,743,970	27,330,630	26,503,940	25,883,930	25,263,920
16～20	35,188,080	34,184,470	33,933,550	33,180,840	32,679,030	31,675,410	30,922,700	30,169,990
21～25	40,978,820	39,798,280	39,503,130	38,617,710	38,027,440	36,846,880	35,961,470	35,076,060
26～30	52,560,310	51,025,900	50,642,280	49,491,460	48,724,250	47,189,830	46,039,010	44,888,200
31～35	62,948,360	61,089,080	60,624,240	59,229,770	58,300,120	56,440,820	55,046,340	53,651,880
36～40	68,739,100	66,702,890	66,193,810	64,666,640	63,648,530	61,612,290	60,085,120	58,557,950
41～45	74,529,840	72,316,700	71,763,390	70,103,510	68,996,930	66,783,760	65,123,890	63,464,020
46～50	80,320,590	77,930,510	77,332,960	75,540,390	74,345,340	71,955,240	70,162,660	68,370,090
51～55	86,111,330	83,544,320	82,902,540	80,977,260	79,693,750	77,126,710	75,201,430	73,276,160
56～60	91,902,070	89,158,130	88,472,110	86,414,140	85,042,160	82,298,180	80,240,200	78,182,230
61～65	97,692,820	94,771,940	94,041,690	91,851,010	90,390,560	87,469,650	85,278,970	83,088,310
66～70	103,483,560	100,385,750	99,611,260	97,287,880	95,738,970	92,641,120	90,317,740	87,994,380

※ 1 か所当たりの年額

イ 4.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,553,540	12,228,670	12,147,450	11,903,790	11,741,350	11,416,480	11,172,820	10,929,170
6～10人	18,344,280	17,842,480	17,717,020	17,340,660	17,089,760	16,587,950	16,211,590	15,835,240
11～15	35,188,080	34,184,470	33,933,550	33,180,840	32,679,030	31,675,410	30,922,700	30,169,990
16～20	40,978,820	39,798,280	39,503,130	38,617,710	38,027,440	36,846,880	35,961,470	35,076,060
21～25	46,769,560	45,412,090	45,072,700	44,054,590	43,375,850	42,018,360	41,000,240	39,982,130
26～30	52,560,310	51,025,900	50,642,280	49,491,460	48,724,250	47,189,830	46,039,010	44,888,200
31～35	62,948,360	61,089,080	60,624,240	59,229,770	58,300,120	56,440,820	55,046,340	53,651,880
36～40	74,529,840	72,316,700	71,763,390	70,103,510	68,996,930	66,783,760	65,123,890	63,464,020
41～45	80,320,590	77,930,510	77,332,960	75,540,390	74,345,340	71,955,240	70,162,660	68,370,090
46～50	86,111,330	83,544,320	82,902,540	80,977,260	79,693,750	77,126,710	75,201,430	73,276,160
51～55	91,902,070	89,158,130	88,472,110	86,414,140	85,042,160	82,298,180	80,240,200	78,182,230
56～60	97,692,820	94,771,940	94,041,690	91,851,010	90,390,560	87,469,650	85,278,970	83,088,310
61～65	103,483,560	100,385,750	99,611,260	97,287,880	95,738,970	92,641,120	90,317,740	87,994,380
66～70	115,065,050	111,613,370	110,750,410	108,161,630	106,435,780	102,984,070	100,395,280	97,806,520

※1か所当たりの年額

ウ 4 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,553,540	12,228,670	12,147,450	11,903,790	11,741,350	11,416,480	11,172,820	10,929,170
6～10人	24,135,020	23,456,290	23,286,600	22,777,540	22,438,170	21,759,420	21,250,360	20,741,310
11～15	35,188,080	34,184,470	33,933,550	33,180,840	32,679,030	31,675,410	30,922,700	30,169,990
16～20	40,978,820	39,798,280	39,503,130	38,617,710	38,027,440	36,846,880	35,961,470	35,076,060
21～25	52,560,310	51,025,900	50,642,280	49,491,460	48,724,250	47,189,830	46,039,010	44,888,200
26～30	58,351,050	56,639,710	56,211,850	54,928,340	54,072,660	52,361,300	51,077,780	49,794,270
31～35	68,739,100	66,702,890	66,193,810	64,666,640	63,648,530	61,612,290	60,085,120	58,557,950
36～40	80,320,590	77,930,510	77,332,960	75,540,390	74,345,340	71,955,240	70,162,660	68,370,090
41～45	86,111,330	83,544,320	82,902,540	80,977,260	79,693,750	77,126,710	75,201,430	73,276,160
46～50	91,902,070	89,158,130	88,472,110	86,414,140	85,042,160	82,298,180	80,240,200	78,182,230
51～55	97,692,820	94,771,940	94,041,690	91,851,010	90,390,560	87,469,650	85,278,970	83,088,310
56～60	109,274,300	105,999,560	105,180,840	102,724,760	101,087,380	97,812,600	95,356,510	92,900,450
61～65	115,065,050	111,613,370	110,750,410	108,161,630	106,435,780	102,984,070	100,395,280	97,806,520
66～70	120,855,790	117,227,180	116,319,990	113,598,510	111,784,190	108,155,540	105,434,050	102,712,590

※1か所当たりの年額



エ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	18,344,280	17,842,480	17,717,020	17,340,660	17,089,760	16,587,950	16,211,590	15,835,240
6～10人	24,135,020	23,456,290	23,286,600	22,777,540	22,438,170	21,759,420	21,250,360	20,741,310
11～15	40,978,820	39,798,280	39,503,130	38,617,710	38,027,440	36,846,880	35,961,470	35,076,060
16～20	52,560,310	51,025,900	50,642,280	49,491,460	48,724,250	47,189,830	46,039,010	44,888,200
21～25	58,351,050	56,639,710	56,211,850	54,928,340	54,072,660	52,361,300	51,077,780	49,794,270
26～30	69,932,530	67,867,330	67,351,000	65,802,080	64,769,470	62,704,240	61,155,320	59,606,410
31～35	86,111,330	83,544,320	82,902,540	80,977,260	79,693,750	77,126,710	75,201,430	73,276,160
36～40	91,902,070	89,158,130	88,472,110	86,414,140	85,042,160	82,298,180	80,240,200	78,182,230
41～45	103,483,560	100,385,750	99,611,260	97,287,880	95,738,970	92,641,120	90,317,740	87,994,380
46～50	115,065,050	111,613,370	110,750,410	108,161,630	106,435,780	102,984,070	100,395,280	97,806,520
51～55	120,855,790	117,227,180	116,319,990	113,598,510	111,784,190	108,155,540	105,434,050	102,712,590
56～60	132,437,270	128,454,800	127,459,140	124,472,250	122,481,000	118,498,480	115,511,600	112,524,730
61～65	144,018,760	139,682,420	138,598,290	135,346,000	133,177,820	128,841,430	125,589,140	122,336,870
66～70	149,809,500	145,296,230	144,167,860	140,782,880	138,526,230	134,012,900	130,627,910	127,242,940

※ 1 か所当たりの年額

オ 2 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	24,135,020	23,456,290	23,286,600	22,777,540	22,438,170	21,759,420	21,250,360	20,741,310
6～10人	35,716,510	34,683,910	34,425,750	33,651,290	33,134,980	32,102,370	31,327,900	30,553,450
11～15	58,351,050	56,639,710	56,211,850	54,928,340	54,072,660	52,361,300	51,077,780	49,794,270
16～20	69,932,530	67,867,330	67,351,000	65,802,080	64,769,470	62,704,240	61,155,320	59,606,410
21～25	87,304,760	84,708,760	84,059,730	82,112,710	80,814,700	78,218,660	76,271,640	74,324,630
26～30	98,886,250	95,936,380	95,198,880	92,986,450	91,511,510	88,561,600	86,349,180	84,136,770
31～35	120,855,790	117,227,180	116,319,990	113,598,510	111,784,190	108,155,540	105,434,050	102,712,590
36～40	132,437,270	128,454,800	127,459,140	124,472,250	122,481,000	118,498,480	115,511,600	112,524,730
41～45	149,809,500	145,296,230	144,167,860	140,782,880	138,526,230	134,012,900	130,627,910	127,242,940
46～50	161,390,990	156,523,850	155,307,010	151,656,620	149,223,040	144,355,840	140,705,450	137,055,090
51～55	178,763,220	173,365,280	172,015,740	167,967,250	165,268,260	159,870,260	155,821,760	151,773,300
56～60	190,344,700	184,592,900	183,154,890	178,840,990	175,965,070	170,213,200	165,899,310	161,585,440
61～65	207,716,930	201,434,330	199,863,610	195,151,620	192,010,300	185,727,620	181,015,620	176,303,650
66～70	219,298,420	212,661,950	211,002,760	206,025,360	202,707,110	196,070,560	191,093,160	186,115,800

※ 1 か所当たりの年額

(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価（現員1人につき）

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(6.5:1)※ <sub>1</sub>	円	円	円	円	円	円	円	円
※ <sub>2</sub> 1.6:1	246,900	239,800	238,030	232,710	229,160	222,070	216,740	211,420
1.5:1	271,590	263,780	261,830	255,980	252,080	244,270	238,420	232,570
1.4:1	301,760	293,090	290,920	284,420	280,090	271,410	264,910	258,410
1.3:1	319,510	310,330	308,040	301,150	296,560	287,380	280,490	273,610
(5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	236,160	229,370	227,680	222,590	219,200	212,410	207,320	202,230
1.5:1	258,650	251,220	249,360	243,790	240,070	232,640	227,070	221,490
1.4:1	285,880	277,670	275,610	269,450	265,340	257,130	250,970	244,810
1.3:1	319,510	310,330	308,040	301,150	296,560	287,380	280,490	273,610
(4.5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	226,320	219,820	218,190	213,310	210,060	203,560	198,680	193,810
1.5:1	246,900	239,800	238,030	232,710	229,160	222,070	216,740	211,420
1.4:1	271,590	263,780	261,830	255,980	252,080	244,270	238,420	232,570
1.3:1	301,760	293,090	290,920	284,420	280,090	271,410	264,910	258,410
(4:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	208,910	202,910	201,410	196,910	193,900	187,900	183,400	178,900
1.5:1	226,320	219,820	218,190	213,310	210,060	203,560	198,680	193,810
1.4:1	258,650	251,220	249,360	243,790	240,070	232,640	227,070	221,490
1.3:1	285,880	277,670	275,610	269,450	265,340	257,130	250,970	244,810

※<sub>1</sub> 少年に対する職員配置状況

※<sub>2</sub> 乳児に対する職員配置状況

※<sub>3</sub> ※<sub>2</sub>の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)※ <sub>1</sub>	円	円	円	円	円	円	円	円
※ <sub>2</sub> 1.6:1	230,900	224,360	222,730	217,830	214,560	208,020	203,120	198,220
1.5:1	253,990	246,800	245,000	239,610	236,010	228,820	223,430	218,040
1.4:1	282,210	274,220	272,220	266,230	262,240	254,250	248,260	242,270
1.3:1	298,810	290,350	288,240	281,890	277,660	269,210	262,860	256,520
(5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	220,860	214,610	213,040	208,350	205,230	198,980	194,290	189,600
1.5:1	241,890	235,050	233,330	228,200	224,770	217,930	212,790	207,660
1.4:1	267,360	259,790	257,900	252,220	248,440	240,870	235,190	229,520
1.3:1	298,810	290,350	288,240	281,890	277,660	269,210	262,860	256,520
(4.5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	211,660	205,660	204,170	199,670	196,680	190,690	186,190	181,700
1.5:1	230,900	224,360	222,730	217,830	214,560	208,020	203,120	198,220
1.4:1	253,990	246,800	245,000	239,610	236,010	228,820	223,430	218,040
1.3:1	282,210	274,220	272,220	266,230	262,240	254,250	248,260	242,270
(4:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	195,370	189,840	188,460	184,310	181,550	176,020	171,870	167,720
1.5:1	211,660	205,660	204,170	199,670	196,680	190,690	186,190	181,700
1.4:1	241,890	235,050	233,330	228,200	224,770	217,930	212,790	207,660
1.3:1	267,360	259,790	257,900	252,220	248,440	240,870	235,190	229,520

※1 少年に対する職員配置状況

※2 1歳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
(5.5:1)*	163,860	159,220	158,060	154,580	152,270	147,630	144,150	140,670
(5:1)*	153,930	149,570	148,480	145,220	143,040	138,680	135,410	132,140
(4.5:1)*	141,100	137,110	136,110	133,110	131,120	127,120	124,130	121,130
(4:1)*	126,990	123,400	122,500	119,800	118,000	114,410	111,710	109,020

※ 少年に対する職員配置状況

(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)* <sub>1</sub>	円	円	円	円	円	円	円	円
4:1	34,790	33,800	33,560	32,820	32,330	31,340	30,600	29,860
* <sub>2</sub> 3.5:1	52,910	51,410	51,040	49,910	49,170	47,670	46,540	45,420
3:1	76,960	74,780	74,240	72,610	71,520	69,340	67,700	66,070
(5:1)* <sub>1</sub>								
4:1	25,390	24,680	24,500	23,960	23,600	22,880	22,340	21,800
* <sub>2</sub> 3.5:1	43,790	42,550	42,240	41,310	40,690	39,450	38,520	37,590
3:1	67,730	65,810	65,330	63,890	62,930	61,020	59,580	58,140
(4.5:1)* <sub>1</sub>								
4:1	14,110	13,710	13,610	13,310	13,110	12,710	12,410	12,110
* <sub>2</sub> 3.5:1	32,350	31,440	31,210	30,520	30,060	29,150	28,460	27,770
3:1	56,440	54,840	54,440	53,240	52,440	50,850	49,650	48,450
(4:1)* <sub>1</sub>								
* <sub>2</sub> 3.5:1	18,140	17,620	17,500	17,110	16,850	16,340	15,960	15,570
3:1	42,330	41,130	40,830	39,930	39,330	38,130	37,230	36,340

※1 少年に対する職員配置状況

※2 3歳以上児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

## (10) 里親支援専門相談員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,680	26,900	26,700	26,120	25,730	24,950	24,360	23,780
21～25人	22,140	21,520	21,360	20,890	20,580	19,960	19,490	19,020
26～30	18,450	17,930	17,800	17,410	17,150	16,630	16,240	15,850
31～35	15,820	15,370	15,260	14,920	14,700	14,250	13,920	13,580
36～40	13,840	13,450	13,350	13,060	12,860	12,470	12,180	11,890
41～45	12,300	11,950	11,870	11,610	11,430	11,090	10,830	10,570
46～50	11,070	10,760	10,680	10,450	10,290	9,980	9,740	9,510
51～55	10,060	9,780	9,710	9,500	9,350	9,070	8,860	8,640
56～60	9,220	8,960	8,900	8,700	8,570	8,310	8,120	7,920
61～65	8,510	8,270	8,210	8,030	7,910	7,670	7,490	7,310
66～70	7,910	7,680	7,630	7,460	7,350	7,120	6,960	6,790
71～75	7,380	7,170	7,120	6,960	6,860	6,650	6,490	6,340
76～80	6,920	6,720	6,670	6,530	6,430	6,230	6,090	5,940
81～85	6,510	6,330	6,280	6,140	6,050	5,870	5,730	5,590
86～90	6,150	5,970	5,930	5,800	5,710	5,540	5,410	5,280
91～95	5,820	5,660	5,620	5,500	5,410	5,250	5,130	5,000
96～100	5,530	5,380	5,340	5,220	5,140	4,990	4,870	4,750
101～105	5,270	5,120	5,080	4,970	4,900	4,750	4,640	4,530
106～110	5,030	4,890	4,850	4,750	4,670	4,530	4,430	4,320
111～115	4,810	4,670	4,640	4,540	4,470	4,340	4,230	4,130
116～120	4,610	4,480	4,450	4,350	4,280	4,150	4,060	3,960
121～125	4,430	4,300	4,270	4,180	4,110	3,990	3,890	3,800
126～130	4,250	4,130	4,100	4,010	3,950	3,830	3,740	3,650
131～135	4,100	3,980	3,950	3,870	3,810	3,690	3,610	3,520
136～140	3,950	3,840	3,810	3,730	3,670	3,560	3,480	3,390
141～145	3,810	3,710	3,680	3,600	3,540	3,440	3,360	3,280
146～150	3,690	3,580	3,560	3,480	3,430	3,320	3,240	3,170
151人以上	3,570	3,470	3,440	3,370	3,320	3,220	3,140	3,060

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,370	53,800	53,410	52,240	51,460	49,900	48,730	47,560
11～15人	36,910	35,870	35,610	34,830	34,310	33,270	32,490	31,700
16～20	27,680	26,900	26,700	26,120	25,730	24,950	24,360	23,780
21～25	22,140	21,520	21,360	20,890	20,580	19,960	19,490	19,020
26～30	18,450	17,930	17,800	17,410	17,150	16,630	16,240	15,850
31～35	15,820	15,370	15,260	14,920	14,700	14,250	13,920	13,580
36～40	13,840	13,450	13,350	13,060	12,860	12,470	12,180	11,890
41～45	12,300	11,950	11,870	11,610	11,430	11,090	10,830	10,570
46～50	11,070	10,760	10,680	10,450	10,290	9,980	9,740	9,510
51～55	10,060	9,780	9,710	9,500	9,350	9,070	8,860	8,640
56～60	9,220	8,960	8,900	8,700	8,570	8,310	8,120	7,920
61～65	8,510	8,270	8,210	8,030	7,910	7,670	7,490	7,310
66～70	7,910	7,680	7,630	7,460	7,350	7,120	6,960	6,790
71～75	7,380	7,170	7,120	6,960	6,860	6,650	6,490	6,340
76～80	6,920	6,720	6,670	6,530	6,430	6,230	6,090	5,940
81～85	6,510	6,330	6,280	6,140	6,050	5,870	5,730	5,590
86～90	6,150	5,970	5,930	5,800	5,710	5,540	5,410	5,280
91人以上	5,820	5,660	5,620	5,500	5,410	5,250	5,130	5,000

## (11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価）

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,500	26,310	25,720	25,330	24,550	23,970	23,380
21～25人	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,700
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,470	14,030	13,690	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～45	12,120	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350
51～55	9,920	9,640	9,560	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,230	7,010	6,840	6,680
71～75	7,270	7,060	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,130	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,040	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,920	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,260	3,160	3,090	3,010

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35人	15,590	15,140	15,030	14,700	14,470	14,030	13,690	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～45	12,120	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350
51～55	9,920	9,640	9,560	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,230	7,010	6,840	6,680
71～75	7,270	7,060	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,130	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,040	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,920	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,260	3,160	3,090	3,010



ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,580	53,010	52,620	51,450	50,670	49,110	47,940	46,770
11～15人	36,380	35,340	35,080	34,300	33,780	32,740	31,960	31,180
16～20	27,290	26,500	26,310	25,720	25,330	24,550	23,970	23,380
21～25	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,700
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,470	14,030	13,690	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～45	12,120	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350
51～55	9,920	9,640	9,560	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,230	7,010	6,840	6,680
71～75	7,270	7,060	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,130	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91人以上	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,500	26,310	25,720	25,330	24,550	23,970	23,380
21～25	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,700
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,470	14,030	13,690	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～45	12,120	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46人以上	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,380	35,340	35,080	34,300	33,780	32,740	31,960	31,180
11～20世帯	27,290	26,500	26,310	25,720	25,330	24,550	23,970	23,380
21～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350
51世帯以上	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790

(12) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 60,640	円 58,910	円 58,470	円 57,170	円 56,300	円 54,570	円 53,270	円 51,970

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,380	35,340	35,080	34,300	33,780	32,740	31,960	31,180
11～20世帯	27,290	26,500	26,310	25,720	25,330	24,550	23,970	23,380
21～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350
51世帯以上	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790

## (13) 職業指導員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	24,700	24,000	23,830	23,310	22,960	22,260	21,740	21,220
21～25人	19,760	19,200	19,060	18,640	18,370	17,810	17,390	16,970
26～30	16,470	16,000	15,880	15,540	15,300	14,840	14,490	14,140
31～35	14,110	13,710	13,610	13,320	13,120	12,720	12,420	12,120
36～40	12,350	12,000	11,910	11,650	11,480	11,130	10,870	10,610
41～45	10,980	10,670	10,590	10,360	10,200	9,890	9,660	9,430
46～50	9,880	9,600	9,530	9,320	9,180	8,900	8,690	8,480
51～55	8,980	8,730	8,660	8,470	8,350	8,090	7,900	7,710
56～60	8,230	8,000	7,940	7,770	7,650	7,420	7,240	7,070
61～65	7,600	7,380	7,330	7,170	7,060	6,850	6,690	6,530
66～70	7,050	6,850	6,810	6,660	6,560	6,360	6,210	6,060
71～75	6,580	6,400	6,350	6,210	6,120	5,930	5,790	5,650
76～80	6,170	6,000	5,950	5,820	5,740	5,560	5,430	5,300
81～85	5,810	5,640	5,600	5,480	5,400	5,230	5,110	4,990
86～90	5,490	5,330	5,290	5,180	5,100	4,940	4,830	4,710
91～95	5,200	5,050	5,010	4,900	4,830	4,680	4,570	4,460
96～100	4,940	4,800	4,760	4,660	4,590	4,450	4,340	4,240
101～105	4,700	4,570	4,540	4,440	4,370	4,240	4,140	4,040
106～110	4,490	4,360	4,330	4,230	4,170	4,040	3,950	3,850
111～115	4,290	4,170	4,140	4,050	3,990	3,870	3,780	3,690
116～120	4,110	4,000	3,970	3,880	3,820	3,710	3,620	3,530
121～125	3,950	3,840	3,810	3,730	3,670	3,560	3,470	3,390
126～130	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,260
131～135	3,660	3,550	3,530	3,450	3,400	3,290	3,220	3,140
136～140	3,520	3,430	3,400	3,330	3,280	3,180	3,100	3,030
141～145	3,400	3,310	3,280	3,210	3,160	3,070	2,990	2,920
146～150	3,290	3,200	3,170	3,100	3,060	2,960	2,890	2,830
151人以上	3,180	3,090	3,070	3,000	2,960	2,870	2,800	2,730

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,390	16,900	16,770	16,400	16,150	15,650	15,280	14,910
31～35人	14,910	14,480	14,380	14,060	13,840	13,420	13,100	12,780
36～40	13,040	12,670	12,580	12,300	12,110	11,740	11,460	11,180
41～45	11,590	11,260	11,180	10,930	10,770	10,430	10,190	9,940
46～50	10,430	10,140	10,060	9,840	9,690	9,390	9,170	8,940
51～55	9,490	9,210	9,150	8,940	8,810	8,540	8,330	8,130
56～60	8,690	8,450	8,380	8,200	8,070	7,820	7,640	7,450
61～65	8,030	7,800	7,740	7,570	7,450	7,220	7,050	6,880
66～70	7,450	7,240	7,190	7,030	6,920	6,710	6,550	6,390
71～75	6,950	6,760	6,710	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960
76～80	6,520	6,330	6,290	6,150	6,050	5,870	5,730	5,590
81～85	6,140	5,960	5,920	5,790	5,700	5,520	5,390	5,260
86～90	5,790	5,630	5,590	5,460	5,380	5,210	5,090	4,970
91～95	5,490	5,330	5,290	5,180	5,100	4,940	4,820	4,700
96～100	5,220	5,070	5,030	4,920	4,840	4,690	4,580	4,470
101～105	4,970	4,820	4,790	4,680	4,610	4,470	4,360	4,260
106～110	4,740	4,600	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
111～115	4,530	4,400	4,370	4,270	4,210	4,080	3,980	3,890
116～120	4,350	4,220	4,190	4,100	4,030	3,910	3,820	3,720
121～125	4,170	4,050	4,020	3,930	3,870	3,750	3,660	3,570
126～130	4,010	3,900	3,870	3,780	3,720	3,610	3,520	3,440
131～135	3,860	3,750	3,720	3,640	3,590	3,480	3,390	3,310
136～140	3,720	3,620	3,590	3,510	3,460	3,350	3,270	3,190
141～145	3,600	3,490	3,470	3,390	3,340	3,240	3,160	3,080
146～150	3,480	3,380	3,350	3,280	3,230	3,130	3,050	2,980
151人以上	3,360	3,270	3,240	3,170	3,120	3,030	2,950	2,880

## (14) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	24,380	23,600	23,410	22,820	22,430	21,650	21,070	20,480
21～25人	19,510	18,880	18,730	18,260	17,950	17,320	16,850	16,380
26～30	16,250	15,730	15,600	15,210	14,950	14,430	14,040	13,650
31～35	13,930	13,490	13,370	13,040	12,820	12,370	12,040	11,700
36～40	12,190	11,800	11,700	11,410	11,210	10,820	10,530	10,240
41～45	10,830	10,490	10,400	10,140	9,970	9,620	9,360	9,100
46～50	9,750	9,440	9,360	9,130	8,970	8,660	8,420	8,190
51～55	8,860	8,580	8,510	8,300	8,150	7,870	7,660	7,450
56～60	8,120	7,860	7,800	7,600	7,470	7,210	7,020	6,820
61～65	7,500	7,260	7,200	7,020	6,900	6,660	6,480	6,300
66～70	6,960	6,740	6,680	6,520	6,410	6,180	6,020	5,850
71～75	6,500	6,290	6,240	6,080	5,980	5,770	5,610	5,460
76～80	6,090	5,900	5,850	5,700	5,600	5,410	5,260	5,120
81～85	5,730	5,550	5,500	5,370	5,270	5,090	4,950	4,820
86～90	5,420	5,240	5,200	5,070	4,980	4,810	4,680	4,550
91～95	5,130	4,970	4,920	4,800	4,720	4,550	4,430	4,310
96～100	4,870	4,720	4,680	4,560	4,480	4,330	4,210	4,090
101～105	4,640	4,490	4,460	4,340	4,270	4,120	4,010	3,900
106～110	4,430	4,290	4,250	4,150	4,070	3,930	3,830	3,720
111～115	4,240	4,100	4,070	3,970	3,900	3,760	3,660	3,560
116～120	4,060	3,930	3,900	3,800	3,740	3,600	3,510	3,410
121～125	3,900	3,770	3,740	3,650	3,590	3,460	3,370	3,270
126～130	3,750	3,630	3,600	3,510	3,450	3,330	3,240	3,150
131～135	3,610	3,490	3,460	3,380	3,320	3,200	3,120	3,030
136～140	3,480	3,370	3,340	3,260	3,200	3,090	3,010	2,920
141～145	3,360	3,250	3,220	3,140	3,090	2,980	2,900	2,820
146～150	3,250	3,140	3,120	3,040	2,990	2,880	2,810	2,730
151人以上	3,140	3,040	3,020	2,940	2,890	2,790	2,710	2,640

## (15) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	32,930	32,010	31,770	31,080	30,610	29,680	28,990	28,290
11～20世帯	24,700	24,000	23,830	23,310	22,960	22,260	21,740	21,220
21～30	16,470	16,000	15,880	15,540	15,300	14,840	14,490	14,140
31～40	14,820	14,400	14,300	13,980	13,770	13,360	13,040	12,730
41～50	13,170	12,800	12,710	12,430	12,240	11,870	11,590	11,310
51世帯以上	11,520	11,200	11,120	10,870	10,710	10,390	10,140	9,900

## (16) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	55,190	53,540	53,130	51,900	51,080	49,430	48,200	46,970
20世帯	27,590	26,770	26,560	25,950	25,540	24,710	24,100	23,480
30世帯	18,390	17,850	17,710	17,300	17,020	16,470	16,060	15,650
31～40	13,790	13,380	13,280	12,970	12,770	12,350	12,050	11,740
41～50	11,030	10,710	10,620	10,380	10,210	9,880	9,640	9,390
51世帯以上	9,190	8,920	8,850	8,650	8,510	8,240	8,030	7,820

## (17) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	52,640	51,080	50,690	49,520	48,740	47,170	46,000	44,830
11～20	26,320	25,540	25,340	24,760	24,370	23,580	23,000	22,410
21～30	17,540	17,020	16,890	16,500	16,240	15,720	15,330	14,940
31～40	13,160	12,770	12,670	12,380	12,180	11,790	11,500	11,200
41～50	11,840	11,490	11,400	11,140	10,960	10,610	10,350	10,080
51世帯以上	10,520	10,210	10,130	9,900	9,740	9,430	9,200	8,960

## (18) 小規模グループケア加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,090	32,310	32,110	31,530	31,140	30,360	29,770	29,180
21～25人	26,470	25,850	25,690	25,220	24,910	24,280	23,820	23,350
26～30	22,060	21,540	21,410	21,020	20,760	20,240	19,850	19,460
31～35	18,910	18,460	18,350	18,010	17,790	17,340	17,010	16,680
36～40	16,540	16,150	16,050	15,760	15,570	15,180	14,880	14,590
41～45	14,700	14,360	14,270	14,010	13,840	13,490	13,230	12,970
46～50	13,230	12,920	12,840	12,610	12,450	12,140	11,910	11,670
51～55	12,030	11,750	11,670	11,460	11,320	11,040	10,820	10,610
56～60	11,030	10,770	10,700	10,510	10,380	10,120	9,920	9,720
61～65	10,180	9,940	9,880	9,700	9,580	9,340	9,160	8,980
66～70	9,450	9,230	9,170	9,000	8,890	8,670	8,500	8,340
71～75	8,820	8,610	8,560	8,400	8,300	8,090	7,940	7,780
76～80	8,270	8,070	8,030	7,880	7,780	7,590	7,440	7,290
81～85	7,780	7,600	7,550	7,410	7,320	7,140	7,000	6,860
86～90	7,350	7,180	7,130	7,000	6,920	6,740	6,610	6,480
91～95	6,960	6,800	6,760	6,630	6,550	6,390	6,260	6,140
96～100	6,610	6,460	6,420	6,300	6,220	6,070	5,950	5,830
101～105	6,300	6,150	6,110	6,000	5,930	5,780	5,670	5,560
106～110	6,010	5,870	5,830	5,730	5,660	5,520	5,410	5,300
111～115	5,750	5,610	5,580	5,480	5,410	5,280	5,170	5,070
116～120	5,510	5,380	5,350	5,250	5,190	5,060	4,960	4,860
121～125	5,290	5,170	5,130	5,040	4,980	4,850	4,760	4,670
126～130	5,090	4,970	4,940	4,850	4,790	4,670	4,580	4,490
131～135	4,900	4,780	4,750	4,670	4,610	4,490	4,410	4,320
136～140	4,720	4,610	4,580	4,500	4,440	4,330	4,250	4,170
141～145	4,560	4,450	4,430	4,340	4,290	4,180	4,100	4,020
146～150	4,410	4,300	4,280	4,200	4,150	4,040	3,970	3,890
151人以上	4,270	4,170	4,140	4,060	4,010	3,910	3,840	3,760

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	22,060	21,540	21,410	21,020	20,760	20,240	19,850	19,460
31～35人	18,910	18,460	18,350	18,010	17,790	17,340	17,010	16,680
36～40	16,540	16,150	16,050	15,760	15,570	15,180	14,880	14,590
41～45	14,700	14,360	14,270	14,010	13,840	13,490	13,230	12,970
46～50	13,230	12,920	12,840	12,610	12,450	12,140	11,910	11,670
51～55	12,030	11,750	11,670	11,460	11,320	11,040	10,820	10,610
56～60	11,030	10,770	10,700	10,510	10,380	10,120	9,920	9,720
61～65	10,180	9,940	9,880	9,700	9,580	9,340	9,160	8,980
66～70	9,450	9,230	9,170	9,000	8,890	8,670	8,500	8,340
71～75	8,820	8,610	8,560	8,400	8,300	8,090	7,940	7,780
76～80	8,270	8,070	8,030	7,880	7,780	7,590	7,440	7,290
81～85	7,780	7,600	7,550	7,410	7,320	7,140	7,000	6,860
86～90	7,350	7,180	7,130	7,000	6,920	6,740	6,610	6,480
91～95	6,960	6,800	6,760	6,630	6,550	6,390	6,260	6,140
96～100	6,610	6,460	6,420	6,300	6,220	6,070	5,950	5,830
101～105	6,300	6,150	6,110	6,000	5,930	5,780	5,670	5,560
106～110	6,010	5,870	5,830	5,730	5,660	5,520	5,410	5,300
111～115	5,750	5,610	5,580	5,480	5,410	5,280	5,170	5,070
116～120	5,510	5,380	5,350	5,250	5,190	5,060	4,960	4,860
121～125	5,290	5,170	5,130	5,040	4,980	4,850	4,760	4,670
126～130	5,090	4,970	4,940	4,850	4,790	4,670	4,580	4,490
131～135	4,900	4,780	4,750	4,670	4,610	4,490	4,410	4,320
136～140	4,720	4,610	4,580	4,500	4,440	4,330	4,250	4,170
141～145	4,560	4,450	4,430	4,340	4,290	4,180	4,100	4,020
146～150	4,410	4,300	4,280	4,200	4,150	4,040	3,970	3,890
151人以上	4,270	4,170	4,140	4,060	4,010	3,910	3,840	3,760



ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	66,180	64,620	64,230	63,060	62,280	60,720	59,550	58,370
11～15人	44,120	43,080	42,820	42,040	41,520	40,480	39,700	38,920
16～20	33,090	32,310	32,110	31,530	31,140	30,360	29,770	29,180
21～25	26,470	25,850	25,690	25,220	24,910	24,280	23,820	23,350
26～30	22,060	21,540	21,410	21,020	20,760	20,240	19,850	19,460
31～35	18,910	18,460	18,350	18,010	17,790	17,340	17,010	16,680
36～40	16,540	16,150	16,050	15,760	15,570	15,180	14,880	14,590
41～45	14,700	14,360	14,270	14,010	13,840	13,490	13,230	12,970
46～50	13,230	12,920	12,840	12,610	12,450	12,140	11,910	11,670
51～55	12,030	11,750	11,670	11,460	11,320	11,040	10,820	10,610
56～60	11,030	10,770	10,700	10,510	10,380	10,120	9,920	9,720
61～65	10,180	9,940	9,880	9,700	9,580	9,340	9,160	8,980
66～70	9,450	9,230	9,170	9,000	8,890	8,670	8,500	8,340
71～75	8,820	8,610	8,560	8,400	8,300	8,090	7,940	7,780
76～80	8,270	8,070	8,030	7,880	7,780	7,590	7,440	7,290
81～85	7,780	7,600	7,550	7,410	7,320	7,140	7,000	6,860
86～90	7,350	7,180	7,130	7,000	6,920	6,740	6,610	6,480
91人以上	6,960	6,800	6,760	6,630	6,550	6,390	6,260	6,140

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,090	32,310	32,110	31,530	31,140	30,360	29,770	29,180
21～25	26,470	25,850	25,690	25,220	24,910	24,280	23,820	23,350
26～30	22,060	21,540	21,410	21,020	20,760	20,240	19,850	19,460
31～35	18,910	18,460	18,350	18,010	17,790	17,340	17,010	16,680
36～40	16,540	16,150	16,050	15,760	15,570	15,180	14,880	14,590
41～45	14,700	14,360	14,270	14,010	13,840	13,490	13,230	12,970
46人以上	13,230	12,920	12,840	12,610	12,450	12,140	11,910	11,670

## (19) 家庭支援専門相談員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,470	14,030	13,690	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～45	12,120	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350
51～55	9,920	9,640	9,560	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,230	7,010	6,840	6,680
71～75	7,270	7,060	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,130	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,040	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,920	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,260	3,160	3,090	3,010

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,470	14,030	13,690	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～45	12,120	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350
51～55	9,920	9,640	9,560	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,230	7,010	6,840	6,680
71～75	7,270	7,060	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,130	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,040	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,920	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,260	3,160	3,090	3,010

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,470	14,030	13,690	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～45	12,120	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350
51～55	9,920	9,640	9,560	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,230	7,010	6,840	6,680
71～75	7,270	7,060	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,130	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91人以上	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,470	14,030	13,690	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～45	12,120	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46人以上	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350

(20) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設、  
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	14,240
21 ~ 25人	11,390
26 ~ 30	9,490
31 ~ 35	8,130
36 ~ 40	7,120
41 ~ 45	6,330
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,170
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,380
66 ~ 70	4,060
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,560
81 ~ 85	3,350
86 ~ 90	3,160
91 ~ 95	2,990
96 ~ 100	2,840
101 ~ 105	2,710
106 ~ 110	2,590
111 ~ 115	2,470
116 ~ 120	2,370
121 ~ 125	2,270
126 ~ 130	2,190
131 ~ 135	2,110
136 ~ 140	2,030
141 ~ 145	1,960
146 ~ 150	1,890
151人以上	1,830

イ 児童自立支援施設  
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,490
31 ~ 35人	8,130
36 ~ 40	7,120
41 ~ 45	6,330
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,170
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,380
66 ~ 70	4,060
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,560
81 ~ 85	3,350
86 ~ 90	3,160
91 ~ 95	2,990
96 ~ 100	2,840
101 ~ 105	2,710
106 ~ 110	2,590
111 ~ 115	2,470
116 ~ 120	2,370
121 ~ 125	2,270
126 ~ 130	2,190
131 ~ 135	2,110
136 ~ 140	2,030
141 ~ 145	1,960
146 ~ 150	1,890
151人以上	1,830

ウ 乳児院  
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	28,480
11 ~ 15人	18,990
16 ~ 20	14,240
21 ~ 25	11,390
26 ~ 30	9,490
31 ~ 35	8,130
36 ~ 40	7,120
41 ~ 45	6,330
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,170
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,380
66 ~ 70	4,060
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,560
81 ~ 85	3,350
86 ~ 90	3,160
91人以上	2,990

エ 母子生活支援施設  
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	28,480
11 ~ 20世帯	14,240
21 ~ 30	9,490
31 ~ 40	7,120
41 ~ 50	5,690
51世帯以上	4,740

オ 児童養護施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	9,210
21 ~ 25人	7,360
26 ~ 30	6,140
31 ~ 35	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

カ 児童自立支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	6,140
31 ~ 35人	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

キ 乳児院  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	18,410
11 ~ 15人	12,280
16 ~ 20	9,210
21 ~ 25	7,360
26 ~ 30	6,140
31 ~ 35	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

ク 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	18,410
11 ~ 20世帯	9,210
21 ~ 30	6,140
31 ~ 40	4,600
41 ~ 50	3,680
51世帯以上	3,070



## (21) 基幹的職員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,110	1,070	1,060	1,040	1,020	980	960	930
21～25人	890	860	850	830	810	790	760	740
26～30	740	710	710	690	680	650	640	620
31～35	630	610	610	590	580	560	540	530
36～40	550	530	530	520	510	490	480	460
41～45	490	470	470	460	450	430	420	410
46～50	440	430	420	410	400	390	380	370
51～55	400	390	380	370	370	350	340	330
56～60	370	350	350	340	340	320	320	310
61～65	340	330	320	320	310	300	290	280
66～70	310	300	300	290	290	280	270	260
71～75	290	280	280	270	270	260	250	240
76～80	270	270	260	260	250	240	240	230
81～85	260	250	250	240	240	230	220	210
86～90	240	240	230	230	220	210	210	200
91～95	230	220	220	210	210	200	200	190
96～100	220	210	210	200	200	190	190	180
101～105	210	200	200	190	190	180	180	170
106～110	200	190	190	180	180	180	170	170
111～115	190	180	180	180	170	170	160	160
116～120	180	180	170	170	170	160	160	150
121～125	170	170	170	160	160	150	150	140
126～130	170	160	160	160	150	150	140	140
131～135	160	160	150	150	150	140	140	130
136～140	150	150	150	140	140	140	130	130
141～145	150	140	140	140	140	130	130	120
146～150	140	140	140	130	130	130	120	120
151人以上	140	130	130	130	130	120	120	120

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	740	710	710	690	680	650	640	620
31～35人	630	610	610	590	580	560	540	530
36～40	550	530	530	520	510	490	480	460
41～45	490	470	470	460	450	430	420	410
46～50	440	430	420	410	400	390	380	370
51～55	400	390	380	370	370	350	340	330
56～60	370	350	350	340	340	320	320	310
61～65	340	330	320	320	310	300	290	280
66～70	310	300	300	290	290	280	270	260
71～75	290	280	280	270	270	260	250	240
76～80	270	270	260	260	250	240	240	230
81～85	260	250	250	240	240	230	220	210
86～90	240	240	230	230	220	210	210	200
91～95	230	220	220	210	210	200	200	190
96～100	220	210	210	200	200	190	190	180
101～105	210	200	200	190	190	180	180	170
106～110	200	190	190	180	180	180	170	170
111～115	190	180	180	180	170	170	160	160
116～120	180	180	170	170	170	160	160	150
121～125	170	170	170	160	160	150	150	140
126～130	170	160	160	160	150	150	140	140
131～135	160	160	150	150	150	140	140	130
136～140	150	150	150	140	140	140	130	130
141～145	150	140	140	140	140	130	130	120
146～150	140	140	140	130	130	130	120	120
151人以上	140	130	130	130	130	120	120	120

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,220	2,150	2,130	2,080	2,040	1,970	1,920	1,860
11～15人	1,480	1,430	1,420	1,380	1,360	1,310	1,280	1,240
16～20	1,110	1,070	1,060	1,040	1,020	980	960	930
21～25	890	860	850	830	810	790	760	740
26～30	740	710	710	690	680	650	640	620
31～35	630	610	610	590	580	560	540	530
36～40	550	530	530	520	510	490	480	460
41～45	490	470	470	460	450	430	420	410
46～50	440	430	420	410	400	390	380	370
51～55	400	390	380	370	370	350	340	330
56～60	370	350	350	340	340	320	320	310
61～65	340	330	320	320	310	300	290	280
66～70	310	300	300	290	290	280	270	260
71～75	290	280	280	270	270	260	250	240
76～80	270	270	260	260	250	240	240	230
81～85	260	250	250	240	240	230	220	210
86～90	240	240	230	230	220	210	210	200
91人以上	230	220	220	210	210	200	200	190

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,110	1,070	1,060	1,040	1,020	980	960	930
21～25	890	860	850	830	810	790	760	740
26～30	740	710	710	690	680	650	640	620
31～35	630	610	610	590	580	560	540	530
36～40	550	530	530	520	510	490	480	460
41～45	490	470	470	460	450	430	420	410
46人以上	440	430	420	410	400	390	380	370

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,480	1,430	1,420	1,380	1,360	1,310	1,280	1,240
11～20世帯	1,110	1,070	1,060	1,040	1,020	980	960	930
21～30	740	710	710	690	680	650	640	620
31～40	550	530	530	520	510	490	480	460
41～50	440	430	420	410	400	390	380	370
51世帯以上	370	350	350	340	340	320	320	310

## (22) ボイラー技士雇上費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	10,050
21 ～ 25人	8,040
26 ～ 30	6,700
31 ～ 35	5,740
36 ～ 40	5,020
41 ～ 45	4,470
46 ～ 50	4,020
51 ～ 55	3,650
56 ～ 60	3,350
61 ～ 65	3,090
66 ～ 70	2,870
71 ～ 75	2,680
76 ～ 80	2,510
81 ～ 85	2,360
86 ～ 90	2,230
91 ～ 95	2,110
96 ～ 100	2,010
101 ～ 105	1,910
106 ～ 110	1,820
111 ～ 115	1,740
116 ～ 120	1,670
121 ～ 125	1,600
126 ～ 130	1,540
131 ～ 135	1,490
136 ～ 140	1,430
141 ～ 145	1,380
146 ～ 150	1,340
151人以上	1,290

## (23) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	7,780
21 ～ 25人	6,220
26 ～ 30	5,180
31 ～ 35	4,440
36 ～ 40	3,890
41 ～ 45	3,450
46 ～ 50	3,110
51 ～ 55	2,830
56 ～ 60	2,590
61 ～ 65	2,390
66 ～ 70	2,220
71 ～ 75	2,070
76 ～ 80	1,940
81 ～ 85	1,830
86 ～ 90	1,730
91 ～ 95	1,630
96 ～ 100	1,550
101 ～ 105	1,480
106 ～ 110	1,410
111 ～ 115	1,350
116 ～ 120	1,290
121 ～ 125	1,240
126 ～ 130	1,190
131 ～ 135	1,150
136 ～ 140	1,110
141 ～ 145	1,070
146 ～ 150	1,030
151人以上	1,000

## (24) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	8,200

## (25) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	7,120
41 ~ 50	5,690
51世帯以上	4,740

## (26) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16,180
11 ~ 20世帯	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

## (27) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	15,560
11 ~ 20世帯	7,780
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,890
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

## (28) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	32,930	32,010	31,770	31,080	30,610	29,680	28,990	28,290
11~20世帯	24,700	24,000	23,830	23,310	22,960	22,260	21,740	21,220
21~30	16,470	16,000	15,880	15,540	15,300	14,840	14,490	14,140
31~40	14,820	14,400	14,300	13,980	13,770	13,360	13,040	12,730
41~50	13,170	12,800	12,710	12,430	12,240	11,870	11,590	11,310
51世帯以上	11,520	11,200	11,120	10,870	10,710	10,390	10,140	9,900

## (29) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	9,380
21~25人	7,500
26~30人	6,250
31~35人	5,360

(30) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
心理療法担当職員加算分	円 5,818,400

区分	定員	年額
個別対応職員加算分	11人～20人	円 5,566,456
	21人以上	11,132,912

区分	年額
栄養士加算分	円 4,405,847

区分	定員	年額
事務職員加算分	20人まで	円 1,414,880
	21人以上	4,709,642

(31) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 6,090

(32) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 152,460

(33) 社会的養護処遇改善加算分保護単価  
処遇改善加算 (I)

職員	月額
1人当たり	円 6,060

処遇改善加算 (II)

職員	月額
1人当たり	円 6,060

処遇改善加算 (III)

職員	月額
1人当たり	円 18,200

処遇改善加算 (IV)

職員	月額
1人当たり	円 42,480

処遇改善加算 (V)

職員	月額
1人当たり	円 6,060

(34) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価

ア 分園型小規模グループケア

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,500	26,310	25,720	25,330	24,550	23,970	23,380
21～25人	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,700
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,470	14,030	13,690	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～45	12,120	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350
51～55	9,920	9,640	9,560	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,230	7,010	6,840	6,680
71～75	7,270	7,060	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,130	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,040	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,920	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,260	3,160	3,090	3,010

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	90,960	88,360	87,710	85,760	84,460	81,850	79,900	77,950



## (35) 医療的ケア児等受入加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	66,180	64,620	64,230	63,060	62,280	60,720	59,550	58,370
21～25人	52,940	51,700	51,380	50,450	49,820	48,570	47,640	46,700
26～30	44,120	43,080	42,820	42,040	41,520	40,480	39,700	38,920
31～35	37,820	36,920	36,700	36,030	35,590	34,690	34,020	33,350
36～40	33,090	32,310	32,110	31,530	31,140	30,360	29,770	29,180
41～45	29,410	28,720	28,540	28,020	27,680	26,980	26,460	25,940
46～50	26,470	25,850	25,690	25,220	24,910	24,280	23,820	23,350
51～55	24,060	23,500	23,350	22,930	22,640	22,080	21,650	21,220
56～60	22,060	21,540	21,410	21,020	20,760	20,240	19,850	19,460
61～65	20,360	19,880	19,760	19,400	19,160	18,680	18,320	17,960
66～70	18,910	18,460	18,350	18,010	17,790	17,340	17,010	16,680
71～75	17,650	17,230	17,120	16,810	16,600	16,190	15,880	15,560
76～80	16,540	16,150	16,050	15,760	15,570	15,180	14,880	14,590
81～85	15,570	15,200	15,110	14,830	14,650	14,280	14,010	13,730
86～90	14,700	14,360	14,270	14,010	13,840	13,490	13,230	12,970
91～95	13,930	13,600	13,520	13,270	13,110	12,780	12,530	12,290
96～100	13,230	12,920	12,840	12,610	12,450	12,140	11,910	11,670
101～105	12,600	12,310	12,230	12,010	11,860	11,560	11,340	11,120
106～110	12,030	11,750	11,670	11,460	11,320	11,040	10,820	10,610
111～115	11,510	11,240	11,170	10,960	10,830	10,560	10,350	10,150
116～120	11,030	10,770	10,700	10,510	10,380	10,120	9,920	9,720
121～125	10,590	10,340	10,270	10,090	9,960	9,710	9,520	9,340
126～130	10,180	9,940	9,880	9,700	9,580	9,340	9,160	8,980
131～135	9,800	9,570	9,510	9,340	9,220	8,990	8,820	8,640
136～140	9,450	9,230	9,170	9,000	8,890	8,670	8,500	8,340
141～145	9,120	8,910	8,860	8,690	8,590	8,370	8,210	8,050
146～150	8,820	8,610	8,560	8,400	8,300	8,090	7,940	7,780
151人以上	8,540	8,330	8,280	8,130	8,030	7,830	7,680	7,530

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	116,980	113,980	113,230	112,410	109,480	106,480	104,230	101,980
11～15人	77,990	75,990	75,490	74,940	72,990	70,990	69,490	67,990
16～20	58,490	56,990	56,610	56,200	54,740	53,240	52,110	50,990
21～25	46,790	45,590	45,290	44,960	43,790	42,590	41,690	40,790
26～30	38,990	37,990	37,740	37,470	36,490	35,490	34,740	33,990
31～35	33,420	32,560	32,350	32,110	31,280	30,420	29,780	29,130
36～40	29,240	28,490	28,300	28,100	27,370	26,620	26,060	25,490
41～45	25,990	25,330	25,160	24,980	24,330	23,660	23,160	22,660
46～50	23,390	22,790	22,640	22,480	21,890	21,290	20,840	20,390
51～55	21,270	20,720	20,580	20,430	19,900	19,360	18,950	18,540
56～60	19,490	18,990	18,870	18,730	18,240	17,740	17,370	16,990
61～65	17,990	17,530	17,420	17,290	16,840	16,380	16,030	15,690
66～70	16,710	16,280	16,170	16,050	15,640	15,210	14,890	14,570
71～75	15,590	15,190	15,090	14,980	14,590	14,190	13,890	13,590
76～80	14,620	14,240	14,150	14,050	13,680	13,310	13,030	12,740
81～85	13,760	13,410	13,320	13,220	12,880	12,520	12,260	11,990
86～90	12,990	12,660	12,580	12,490	12,160	11,830	11,580	11,330
91人以上	12,310	11,990	11,920	11,830	11,520	11,200	10,970	10,730

(36) 自立支援担当職員加算（I）分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,500	26,310	25,720	25,330	24,550	23,970	23,380
21～25人	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,700
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,470	14,030	13,690	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～45	12,120	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350
51～55	9,920	9,640	9,560	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,230	7,010	6,840	6,680
71～75	7,270	7,060	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,130	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,040	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,920	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,260	3,160	3,090	3,010

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	90,960	88,360	87,710	85,760	84,460	81,850	79,900	77,950

ウ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,470	14,030	13,690	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～45	12,120	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46～50	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350
51～55	9,920	9,640	9,560	9,350	9,210	8,930	8,710	8,500
56～60	9,090	8,830	8,770	8,570	8,440	8,180	7,990	7,790
61～65	8,390	8,150	8,090	7,910	7,790	7,550	7,370	7,190
66～70	7,790	7,570	7,510	7,350	7,230	7,010	6,840	6,680
71～75	7,270	7,060	7,010	6,860	6,750	6,540	6,390	6,230
76～80	6,820	6,620	6,570	6,430	6,330	6,130	5,990	5,840
81～85	6,420	6,230	6,190	6,050	5,960	5,770	5,640	5,500
86～90	6,060	5,890	5,840	5,710	5,630	5,450	5,320	5,190
91～95	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,170	5,040	4,920
96～100	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,910	4,790	4,670
101～105	5,190	5,040	5,010	4,900	4,820	4,670	4,560	4,450
106～110	4,960	4,820	4,780	4,670	4,600	4,460	4,350	4,250
111～115	4,740	4,610	4,570	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
116～120	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,890
121～125	4,360	4,240	4,210	4,110	4,050	3,920	3,830	3,740
126～130	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
131～135	4,040	3,920	3,890	3,810	3,750	3,630	3,550	3,460
136～140	3,890	3,780	3,750	3,670	3,620	3,500	3,420	3,340
141～145	3,760	3,650	3,630	3,540	3,490	3,380	3,300	3,220
146～150	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
151人以上	3,520	3,420	3,390	3,320	3,260	3,160	3,090	3,010

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,290	26,500	26,310	25,720	25,330	24,550	23,970	23,380
21～25	21,830	21,200	21,050	20,580	20,270	19,640	19,170	18,700
26～30	18,190	17,670	17,540	17,150	16,890	16,370	15,980	15,590
31～35	15,590	15,140	15,030	14,700	14,470	14,030	13,690	13,360
36～40	13,640	13,250	13,150	12,860	12,660	12,270	11,980	11,690
41～45	12,120	11,780	11,690	11,430	11,260	10,910	10,650	10,390
46人以上	10,910	10,600	10,520	10,290	10,130	9,820	9,580	9,350

オ 自立援助ホーム

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	90,960	88,360	87,710	85,760	84,460	81,850	79,900	77,950
7～9	60,640	58,910	58,470	57,170	56,300	54,570	53,270	51,970
10～12	45,480	44,180	43,850	42,880	42,230	40,920	39,950	38,970
13～15	36,380	35,340	35,080	34,300	33,780	32,740	31,960	31,180
16～18	30,320	29,450	29,230	28,580	28,150	27,280	26,630	25,980
19人以上	28,720	27,900	27,690	27,080	26,670	25,850	25,230	24,610

(37) 自立支援担当職員加算 (Ⅱ) 分保護単価

ア 児童養護施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	12,400
21 ~ 25人	9,920
26 ~ 30	8,270
31 ~ 35人	7,090
36 ~ 40	6,200
41 ~ 45	5,510
46 ~ 50	4,960
51 ~ 55	4,510
56 ~ 60	4,130
61 ~ 65	3,810
66 ~ 70	3,540
71 ~ 75	3,300
76 ~ 80	3,100
81 ~ 85	2,920
86 ~ 90	2,750
91 ~ 95	2,610
96 ~ 100	2,480
101 ~ 105	2,360
106 ~ 110	2,250
111 ~ 115	2,150
116 ~ 120	2,060
121 ~ 125	1,980
126 ~ 130	1,900
131 ~ 135	1,830
136 ~ 140	1,770
141 ~ 145	1,710
146 ~ 150	1,650
151人以上	1,600

ウ 児童自立支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	8,270
31 ~ 35人	7,090
36 ~ 40	6,200
41 ~ 45	5,510
46 ~ 50	4,960
51 ~ 55	4,510
56 ~ 60	4,130
61 ~ 65	3,810
66 ~ 70	3,540
71 ~ 75	3,300
76 ~ 80	3,100
81 ~ 85	2,920
86 ~ 90	2,750
91 ~ 95	2,610
96 ~ 100	2,480
101 ~ 105	2,360
106 ~ 110	2,250
111 ~ 115	2,150
116 ~ 120	2,060
121 ~ 125	1,980
126 ~ 130	1,900
131 ~ 135	1,830
136 ~ 140	1,770
141 ~ 145	1,710
146 ~ 150	1,650
151人以上	1,600

イ 地域小規模児童養護施設  
(非常勤職員)

定員	月額
1人につき	41,360円

エ 児童心理治療施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	8,270
31 ~ 35	7,090
36 ~ 40	6,200
41 ~ 45	5,510
46人以上	4,960

オ 自立援助ホーム  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
6人まで	41,360
7 ~ 9	27,570
10 ~ 12	20,680
13 ~ 15	16,540
16 ~ 18	13,780
19人以上	13,060

## 別表 2

## 児童福祉施設の職種別職員定数表

## (1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

## (参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員又は保育士2人。 管理宿直等職員2人。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)



(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(3) 乳児院 (乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。

個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)

ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
-------------	----------------

(5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。(ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(6) 児童心理治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))

加算種別	加算職員数等
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(自立援助ホーム))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。

(8) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
------	--------

小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
自立支援担当職員加算	1人。

(10) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員（1人、非常勤）及び年休代替要員費等が含まれる。

(参考)

保護準備(入所児童等1人当たり)表

(令和2年4月1日)

経費の 種目	一般生活費以外の事業費																
	一般生活費	被虐待 児 受入加算費	幼稚園費	教育費	学校給食費	見学旅行費	入 学 支 度 金	特別育成 費	夏季等特別 行事費	期末一時 費	職業補導費	就職支援費 大学進学等自 立生活支援費	祭 祭 費	冷暖房費	予防接種費	防災対策費	
種別	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	
児童養護施設	(一般分) 51,870円 (乳児分) 59,850円	26,100円	幼稚園等の就 園に必要な入 学金、保育料、制服等の 実費 ただし、就園 奨励金補助金 又は施設等利 用給付費支給 額を控除した 額	(一般分) 小学校 2,210円 中学校 4,380円 特別支援学 校の高等部 4,380円	その学校にお いて徴収され る実費	小学校 第6学年 21,890円 中学校 第3学年 60,910円 高等学校 第3学年 81,000円	小学校 第1学年 入学児童 64,300円 中学校 第1学年 入学児童 34,540円 (入学時) 86,300円 進学児童 81,000円	高等学校 (公立) 23,330円 (私立) 34,540円 (入学時) 86,300円 進学児童 81,000円	3,150円	5,480円	通所のための 交通費実費 教科書代等 5,030円	82,760円 さらに別に定 める基準に該 当する場合に ついては、住 居費及び生活 雑費の経費を 加算 198,540円	159,040円	1級地 5,200円 2級地 4,980円 3級地 4,920円 4級地 3,780円 その他の地域 870円	予防接種費に かかる実費		
児童自立支援施設 (通所部を含む)	(入所児分) 51,870円 (通所児分) 15,890円			(加算分) 1 教材代の 実費 2 通学のた めの交通 費の実費 3 部活動に必 要な道具代 運送費等の 実費 4 学習に必 要な授業 料、講習会 費の実費 5 児童自立 支援施設 の教材費 小学校当分 200円 中学校当分 290円		通学のための 交通費の実費 111,290円	通学のための 交通費の実費 就職又は進学 に役立つ資格 取得又は講習 等を受講する ための経費 57,620円	補習費 保護準備 20,000円 (高等学校 第3学年) 25,000円 補習費特別 保護準備 25,000円						1級地 6,080円 2級地 5,700円 3級地 5,630円 4級地 4,320円 その他の地域 870円 +通所部につ いては、母子生 活支援費の算 入とする。			
里 親	(一般分) 52,130円 (乳児分) 60,110円																
ファミリーホーム	(一般分) 51,870円 (乳児分) 59,850円	26,100円		6 特別支援学 校の高等部 入学に要す る費用 86,300円 7 特別支援学 校の高等部 在学児童が 就職又は進 学に役立つ 資格取得又 は講習等を受 講するための 経費 57,620円 +母子生活支 援施設は科に 属する													
児童心理治療施設 (通所部を含む)	(入所児分) 52,320円 (通所児分) 15,890円																
乳 児 院	(3歳未満児分) 59,850円 (3歳以上児分) 51,870円 乳児院病室等 児童加算費 104,750円																
母子生活支援施設	入所者 (1人当たり) 3,860円 保育室保育 入所児童 3歳未満児 9,680円 3歳以上児 6,150円						小学校 第1学年 入学児童 64,300円 中学校 第1学年 進学児童 81,000円	(入学時) 86,300円 補習費 保護準備 20,000円 (高等学校 第3学年) 25,000円 補習費特別 保護準備 25,000円									
自立援助ホーム	別に定める基 準に該当する者 51,870円 上記以外の者 11,310円						高等学校 在学児童 (公立) 23,330円 (私立) 34,540円 (入学時) 86,300円 通学のための 交通費の実費 就職又は進学 に役立つ資格 取得又は講習 等を受講する ための経費 57,620円 補習費 保護準備 20,000円 (高等学校 第3学年) 25,000円 補習費特別 保護準備 25,000円	通所のための 交通費実費 5,030円 さらに別に定 める基準に該 当する場合に ついては、住 居費及び生活 雑費の経費を 加算 198,540円	82,760円	159,040円	1級地 2,810円 2級地 2,580円 3級地 2,540円 4級地 1,870円 その他の地域 130円						

総合的な防災  
対策の充実に  
かかる実費の  
合算額(ただし、45万円以  
内)

総合的な防災  
対策の充実に  
かかる実費の  
合算額(ただし、45万円以  
内)

